

# 本庄市環境マネジメントシステムマニュアル

令和5年度版



本 庄 市

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS

## 目次

1	本マニュアルについて	1
2	環境マネジメントシステム構築の目的	1
3	環境マネジメントシステムとは	1
4	組織体制	1
5	適用範囲	2
6	環境活動(エコアクション)	3
7	環境経営(エコマネジメント)	4
8	環境自治(エコガバナンス)	5
9	審査	5
10	環境行政の動向	6
11	環境宣言	7
12	SDGs達成への取組	8
13	ゼロカーボンシティ宣言	9
14	本庄市環境マネジメントシステム推進組織体制要綱	10
15	目標	13
16	具体的な取り組み	15
17	対象施設一覧	37
18	環境基本計画での位置づけ	40
	様式(第1号～第13号)	45



## 5 適用範囲

庁舎・施設(環境活動<A-01、02、04~07、10~19>、環境経営、環境自治)

市役所(財政課) 児玉総合支所(支所総務課) 保健センター(健康推進課) 上水道施設(水道課) 図書館

課等(環境活動<A-01、02、04~07>、環境経営<M-01~07、09>、環境自治)

秘書課 企画課 広報課 情報システム課 行政管理課 課税課 収納課 市民活動推進課

危機管理課 市民課 支所市民福祉課 地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課

介護保険課 保険課 子育て支援課 保育課 環境推進課 商工観光課 農政課 産業開発室 支所環境産業課

道路管理課 道路整備課 都市計画課 建築開発課 営繕住宅課 市街地整備室 下水道課 会計課 教育総務課

学校教育課 生涯学習課 文化財保護課 スポーツ推進課 議会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局

施設(環境活動<A-01、02、04~07、10~19>、環境経営)

市民活動交流センター いずみ保育所 久美塚保育所 前原児童センター 日の出児童センター

児玉児童センター 発達教育支援センター 児玉文化会館

施設(環境活動<A-01、02、04~07>、環境経営<M-01~07、09>)

社会福祉協議会 シルバー人材センター

施設(環境活動<A-01、02、10~14、17>、環境経営)

旧勤労会館 本庄公民館 本庄東公民館 本庄西公民館 本庄南公民館 藤田公民館 仁手公民館

旭公民館 北泉公民館 共和公民館 児玉公民館 本庄総合公園体育館 児玉総合公園体育館

小・中学校(環境活動<A-03、08、09、10~14、17>、環境経営)

本庄東小学校 本庄西小学校 藤田小学校 仁手小学校 旭小学校 北泉小学校 本庄南小学校

中央小学校 児玉小学校 金屋小学校 秋平小学校 本泉小学校 共和小学校

本庄東中学校 本庄西中学校 本庄南中学校 児玉中学校

施設(環境活動<A-10>)

旧本庄商業銀行煉瓦倉庫 消防団消防器具置場 防災行政無線 老人福祉センターつきみ荘

障害福祉センター 寿学童保育室 追尾式太陽光発電システム 勤労青少年ホーム

あさひ多目的研修センター 本庄駅南口自転車駐車場 児玉駅自転車駐車場 本庄早稲田駅自転車等駐車場

本庄駅自由通路 本庄早稲田駅自由通路 駅北口前公衆便所 児玉駅前公衆便所 インフォメーションセンター

公共下水道施設 農業集落排水施設 児玉総合支所第二庁舎 間瀬ダム管理塔 市民文化会館

旧本庄警察署 旧本庄警察署前収蔵庫 旭民具等収蔵庫 塙保己一記念館 雉岡城跡公園

雉岡城跡公園トイレ 競進社模範蚕室 蛭川文化財収蔵庫 下浅見文化財収蔵庫 児玉文化財整理室

児玉文化財収蔵庫 市民球場 若泉運動公園第1グラウンド 若泉運動公園第1テニスコート

共栄公園テニスコート 児玉総合公園グラウンド 若泉運動公園多目的グラウンド 図書館児玉分館

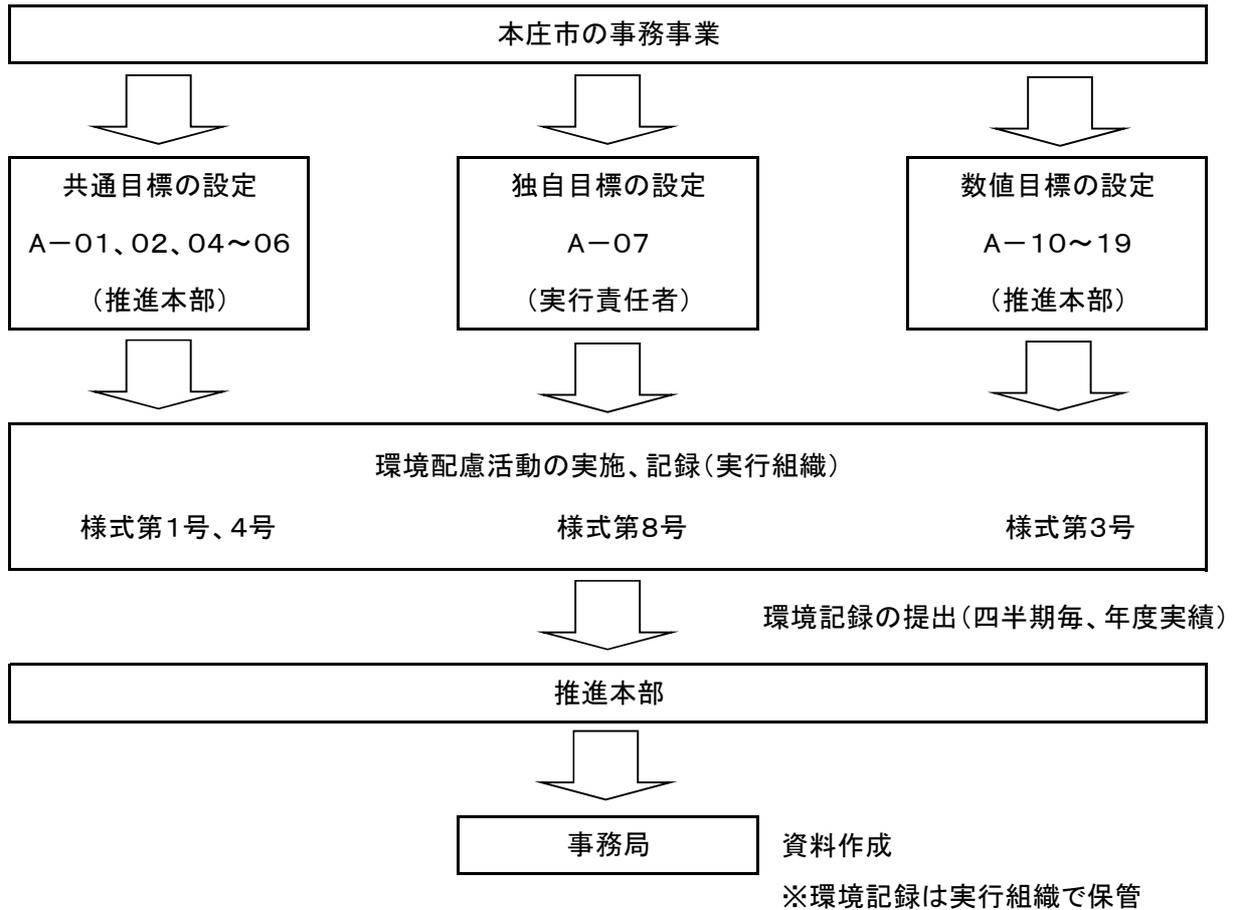
施設(環境活動<A-10>、環境経営<M-5>)

観光農業センター ふるさとの森公園バーベキュー広場 ふれあいの里いずみ亭 公園 若泉運動公園武道館

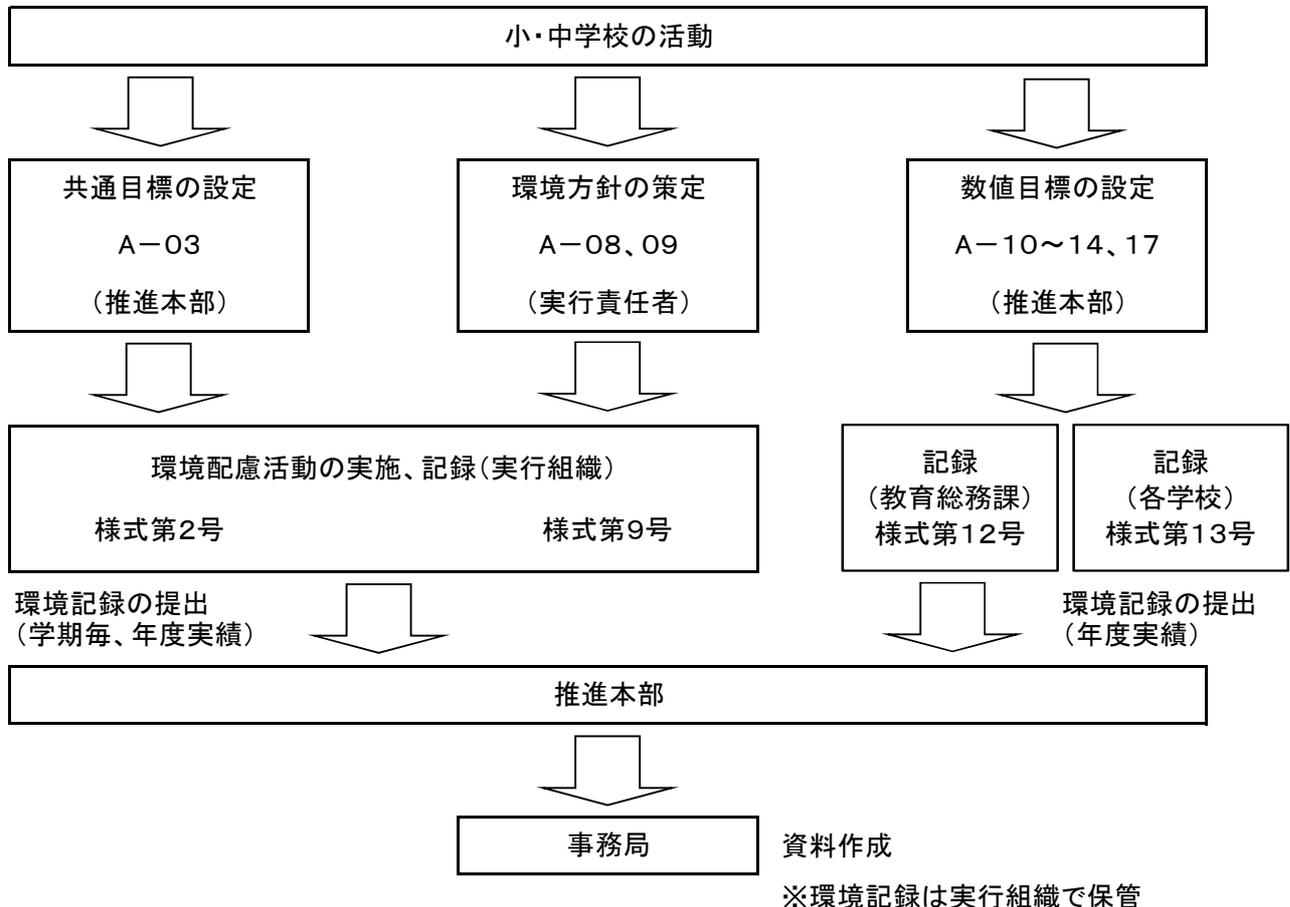
若泉運動公園弓道場 児玉サッカー場 児玉工業団地遊水池内グラウンド 東部スポーツグラウンド

## 6 環境活動(エコアクション)

### 1. 庁舎・施設(課等)

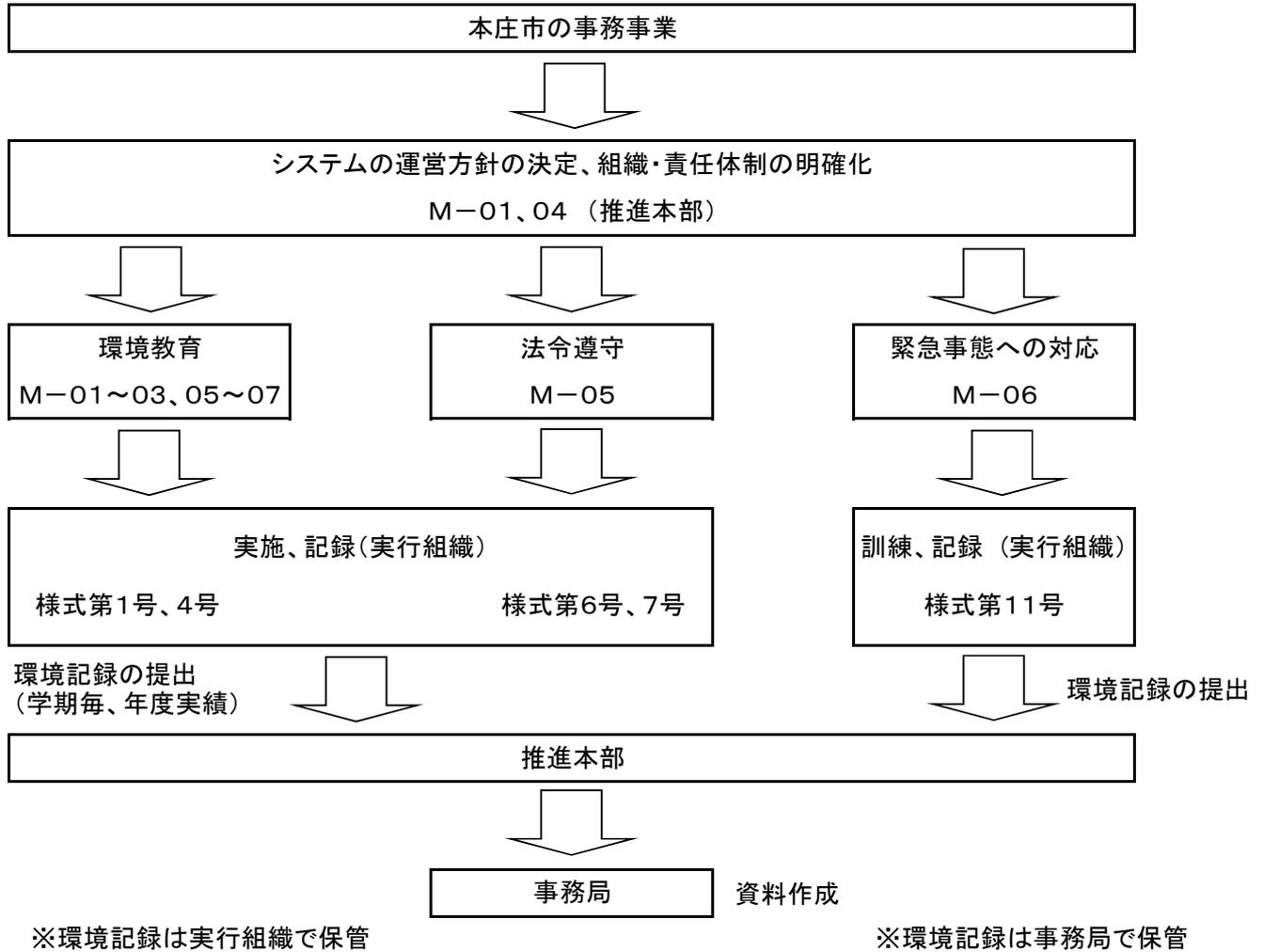


### 2. 小・中学校

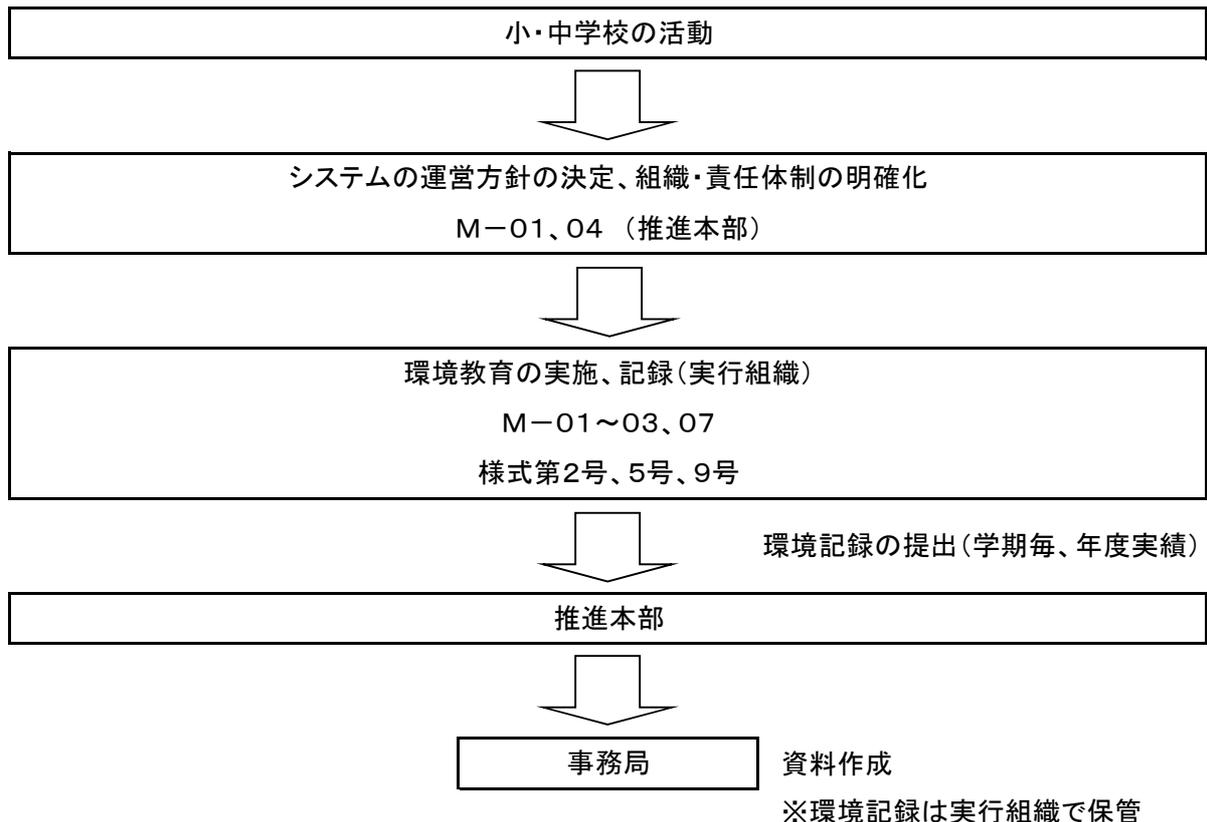


## 7 環境経営(エコマネジメント)

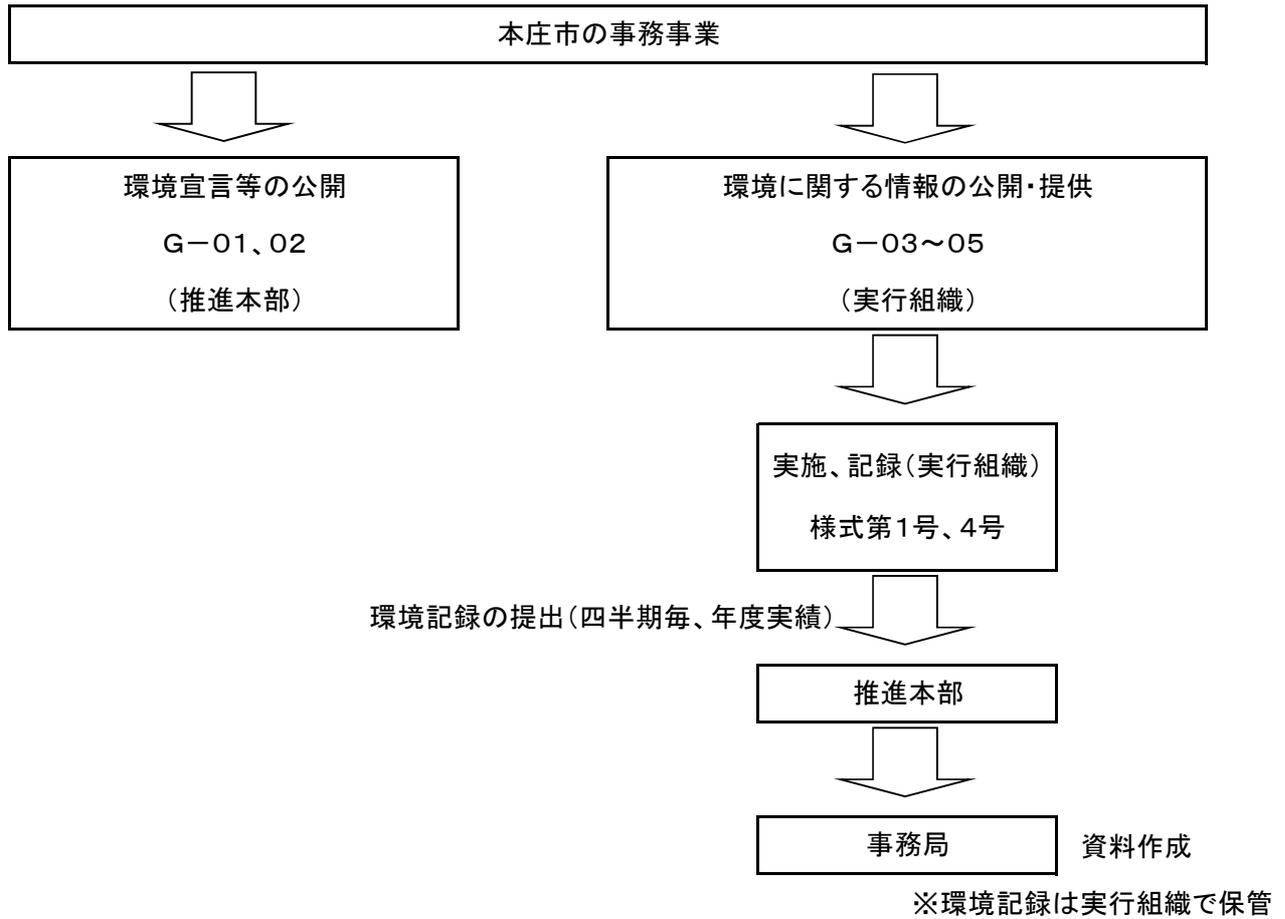
### 1. 庁舎・施設(課等)



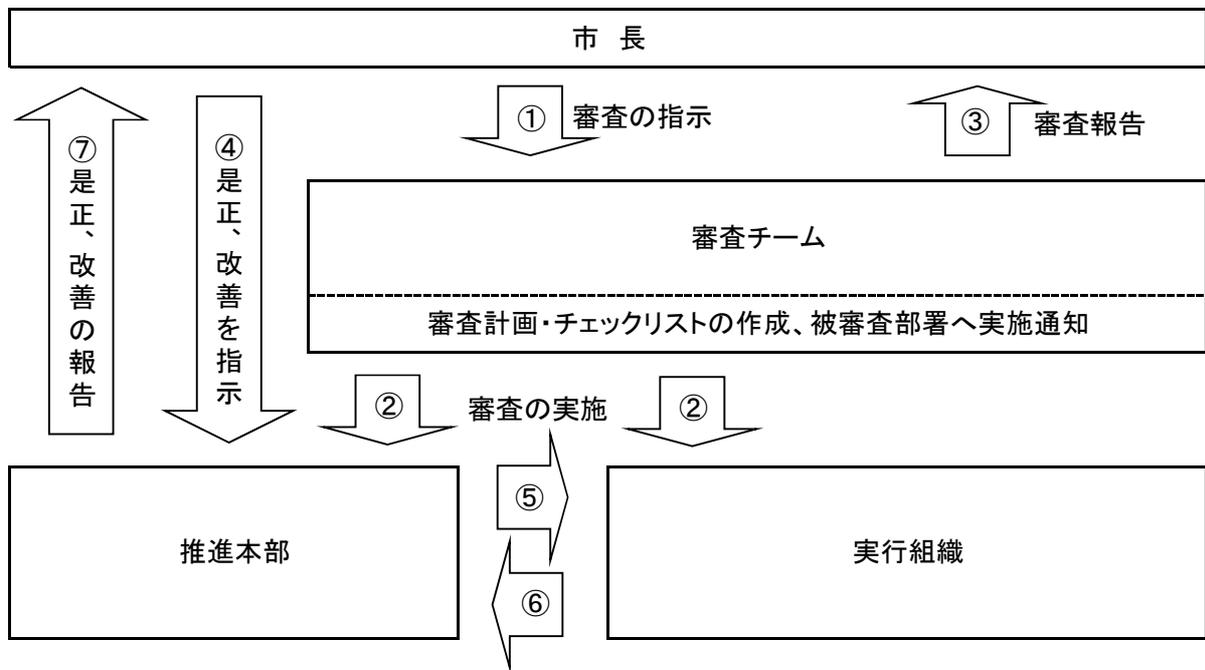
### 2. 小・中学校



## 8 環境自治(エコガバナンス)



## 9 審査



⑤是正、改善を指示、協議 ⑥是正、改善の報告

適正に運用されている場合 … ①～③

是正、改善が必要な場合 … ①～⑦

## 10 環境行政の動向

本市は、平成20年度に旧システムであるISO14001から本システムへ移行し、運用しています。平成29年度には「本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、本システムと連携しながら市の事務事業における更なる温室効果ガスの排出の抑制に努めています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言後、本市においても、ゼロカーボンシティの実現に挑戦する「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

### 環境行政の動向

年度	市及び国の動き
平成19年度 (2007年度)	●第二次本庄市環境基本計画 策定
平成20年度 (2008年度)	●本庄市環境宣言 実施 ●環境マネジメントシステムを本市独自の規格(本システム)に移行
平成24年度 (2012年度)	●本庄市エコタウン基本計画・実施計画 策定
平成27年度 (2015年度)	○COP21開催、パリ協定採択 ○SDGs(持続可能な開発目標)採択
平成28年度 (2016年度)	○地球温暖化対策計画閣議決定 ○地球温暖化対策の推進に関する法律 改正
平成29年度 (2017年度)	●本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 策定
令和元年度 (2019年度)	●本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 改定
令和2年度 (2020年度)	○2050年カーボンニュートラル 宣言
令和3年度 (2021年度)	●本庄市ゼロカーボンシティ宣言 ●電気自動車を活用したSDGs連携協定 締結 ○地域脱炭素ロードマップ 決定 ○地球温暖化対策計画 閣議決定 ○地球温暖化対策の推進に関する法律 改正
令和4年度 (2022年度)	●本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 改定

※「●」は市の動き、「○」は国の動きを示す。

## 本庄市環境宣言

本庄市は、夢と希望にあふれた「地球環境にやさしいまち」をつくることを宣言します。

### 【基本理念】

人は、生命の源である地球から限りない恵みを受けています。しかし、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型社会は、川の汚れなどの身近な問題から地球温暖化など世界規模の問題まで引き起こしています。そこで、私たちはこれまでの暮らしや営みを見直し、恵み豊かな環境を次代に引き継ぐため、積極的に行動します。

### 【基本方針】

郷土の偉人塙保己一の遺したことは「世のため、後のため」をまちづくりの基本として、市民・事業者・市が一体となって、環境を守るために「何ができるか」を考え、身近なところから一步一步着実に環境にやさしい行動をとり、その輪を地域全体に広がっていきます。

- 市民は、環境に対して関心を持つとともに、環境にやさしい行動に努めます。
- 事業者は、社会的な責任を認識して事業活動を進めるとともに、地域の環境保全活動に積極的に取り組みます。
- 市は、環境に配慮した行政経営を率先して行い、市民・事業者とともに環境への取り組みを広めます。

平成20年4月1日

本庄市長

吉田信解

## 12 SDGs達成への取組

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年に国連で採択された世界共通の目標で、2030年までに達成すべき17の目標とそれらを達成するための169の具体的なターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する総合的な取組が示されています。



本市は、緑豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐため、SDGsの達成を課題としています。本市の偉人である塙保己一は、SDGsの理念に通じる「世のため、後のため」を掲げ、後世に大きな業績をのこしました。

令和3年5月4日、本市はこの「世のため、後のため」の精神を引き継ぎ、持続可能なまちづくりをさらに推進するため、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に挑戦する「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

環境マネジメントシステムは、「本庄市環境宣言」に基づき構築及び運用しています。環境宣言の基本理念にある「恵み豊かな環境を次代に引き継ぐ」は、SDGsの「誰一人取り残さない社会」の実現にも通じています。

そのため、本システムの運用による継続的な環境配慮活動は、環境宣言の目指す「地球環境にやさしいまち」の実現のみならず、SDGsの達成及びゼロカーボンシティの実現においても貢献すると考えられます。



# 本庄市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により世界全体や各地域において、猛暑、豪雨、台風などによる甚大な自然災害が発生しており、私たちの生命や暮らしの安全安心を確保するための対策が求められる状況にあります。

2015年にパリ協定で合意された「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃未満とし、1.5℃に抑えるように努力する」との目標は、国際的に共有されています。また、2018年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した特別報告書によると、「気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

2020年10月、政府は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明しました。国内の自治体においても脱炭素に向けた取組が進んでおり、本市もゼロカーボン社会への取組を推進する必要があります。

本市は、緑豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐため、SDGsの達成を今後の大きな課題としています。本市の偉人である塙保己一は、SDGsの理念に通じる「世のため、後のため」を掲げ、『群書類従』を完成させるなど、後世に大きな業績をのこしました。

本市は、この「世のため、後のため」の精神を引き継ぎ、持続可能なまちづくりをさらに推進するため、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に挑戦することを宣言します。

2021年（令和3年）5月4日

本庄市長 **吉田信解**



## 14 本庄市環境マネジメントシステム推進組織体制要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市環境マネジメントシステムの構築、運用、維持及び管理(以下「構築及び運用等」という。)に関する組織について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、本庄市環境マネジメントシステム外部審査員設置条例(平成20年本庄市条例第2号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(推進組織体制)

第3条 本市において、本庄市環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)を実施及び推進するための組織体制は、別表のとおりとする。

(市長の職務)

第4条 市長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境方針を策定すること。
- (2) システム全体の目的及び目標(以下「全体の目的及び目標」という。)を承認すること。
- (3) システムの構築及び運用等を行うに当たり、人的、物的、財政的その他必要な資源を確保すること。
- (4) システムの見直しを行い、必要に応じ、次条に規定する環境マネジメントシステム推進本部(以下「推進本部」という。)に対し、次に掲げる指示を行うこと。
  - ア 全体の目的及び目標、法的要求事項等に対する不適合が生じた場合の是正及び改善の措置
  - イ 市民等利害関係者からのシステムの改善に係る意見聴取等
  - ウ 重大な環境影響を及ぼす事故、緊急事態の対処措置
- (5) 本庄市環境マネジメントシステム内部審査員(以下「内部審査員」という。)の任命を行うこと。
- (6) システムの見直しのため、年1回以上、環境マネジメントシステム審査チーム(以下「審査チーム」という。)にシステムの審査を指示すること。
- (7) 審査結果について、条例第6条第1項に規定する主任審査員(以下単に「主任審査員」という。)から報告を受けること。
- (8) システムの是正・改善の結果について、推進本部から報告を受けること。

(推進本部の組織)

第5条 市長からの指示事項及びシステムに関する重要な事項を総合的かつ専門的に協議するため、推進本部を設置する。

- 2 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。
- 3 本部長には副市長を、副本部長には教育長及び経済環境部長をもって充てる。
- 4 本部員は、部、局及び総合支所(以下「部等」という。)の長をもって充て、その所掌する部等における環境マネジメントシステム実行組織(以下「実行組織」という。)の事務を統括する。

(推進本部の所掌事務)

第6条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全体の目的及び目標の案を作成すること。
- (2) システムの構築及び運用等に係る事項を確立し、統括すること。
- (3) システム全体の実施計画を策定すること。
- (4) 実行組織に対し、次に掲げる事項について指示し、必要に応じて報告を受けること。
  - ア 全体の目的及び目標に対する取組
  - イ 全体の目的及び目標の達成に向けた実行組織としての目的及び目標(以下「独自目標」という。)の設定と実施計画の策定
  - ウ 定期的な環境記録の作成
  - エ 法的要求事項等に関する遵守
  - オ 職員等に対する教育及び訓練の実行
  - カ 重大な環境影響を及ぼす事故、緊急事態を予防又は緩和するための手順の確立と発生時の必要な対応
  - キ システムの是正及び改善に関する事項

- ク その他推進本部が必要と認める事項
  - (5) 市長に対し、次に掲げる事項について報告すること。
    - ア 全体の目的及び目標の案
    - イ システムの運用状況に関する事項
    - ウ 重大な環境影響を及ぼす事故、緊急事態の発生の報告と対応措置
    - エ システムの是正・改善に関する事項
    - オ その他市長が必要と認める事項
  - (6) 審査チームに必要な訓練及び教育に関することを統括すること。
  - (7) 環境マネジメントマニュアル、審査結果等のシステム運用状況を広く市民に公表すること。
  - (8) 環境マネジメントシステム事務局(以下「事務局」という。)に対する必要な指示に関すること。
  - (9) その他システムの運用に必要な事項の決定に関すること。
- (本部長の職務)

第7条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を統括する。

(副本部長の職務)

第8条 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。職務代理の順位は、教育長、経済環境部長の順とする。

- 2 副本部長のうち教育長は、教育委員会及び市立学校におけるシステムの推進活動を統括する。
- 3 副本部長のうち経済環境部長は、市の事務事業のうち教育委員会及び市立学校以外におけるシステムの推進活動を統括する。

(エネルギー管理統括者)

第9条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により本市が経済産業大臣から特定事業者の指定を受けたときは、法第7条の2第1項に規定するエネルギー管理統括者として、副本部長のうち経済環境部長を充てるものとする。

(省エネルギー推進委員会)

第10条 市の事務事業におけるエネルギーの使用の合理化を進めるため、推進本部の下に省エネルギー推進委員会を設置する。

- 2 省エネルギー推進委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長には、法第7条の3第1項に規定するエネルギー管理企画推進者をもって充てる。
- 4 委員は、推進本部が別に選出する者をもって充てる。

(省エネルギー推進委員会の所掌事務)

第11条 省エネルギー推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第14条第1項の規定による中長期的な計画の案を作成し、エネルギー管理統括者に報告すること。
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する事項を検討し、エネルギー管理統括者に報告すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項の規定による計画の案を検討し、本部長に報告すること。

(実行組織)

第12条 システムを計画的かつ円滑に運用するための単位として実行組織を設置し、組織的な環境負荷の低減を推進する。

- 2 実行組織は、市職員、教職員(臨時的任用職員及び嘱託職員を含む。)及び児童・生徒をもって課、施設並びに学校単位で組織する。
- 3 実行組織には、実行責任者及び環境推進員を置く。
- 4 実行責任者は、課等の長及び施設の長並びに学校長をもって充てる。なお、長が複数の施設の長を兼務する場合等で、市長が特に必要と認める場合は代理人を選任することができる。

(実行責任者)

第13条 実行責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実行組織におけるシステムの運用等について統括すること。
- (2) 独自目標の設定と実施計画を策定し、推進本部に報告すること。
- (3) 環境推進員を選任すること。
- (4) 環境推進員が作成した環境記録を承認し、推進本部に報告すること。

- (5) 所属職員等に対する教育及び訓練に関すること。
- (6) 重大な環境影響を及ぼす事故、緊急事態を予防又は緩和するための手順を確立し、発生時に必要な対応を行い、推進本部に報告すること。
- (7) システムの是正・改善すべき事項について、必要に応じて推進本部と協議し、環境推進員と協力して是正・改善に向けた活動を推進し、その結果を推進本部に報告すること。
- (8) 実行組織による環境に関する計画、施策及び事業を広く市民に公表すること。
- (9) その他推進本部が必要と認める事項を実施し、報告すること。

(環境推進員)

第14条 環境推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実行組織におけるシステムの運用等について、実行責任者を補佐すること。
- (2) 環境記録を作成し、実行責任者に承認を求めること。
- (3) 環境記録を管理すること。
- (4) 事務局との連絡等を行うこと。
- (5) システムの是正・改善すべき事項について、実行責任者と協力し、是正・改善に向けた活動を推進すること。
- (6) その他実行組織のシステムに関する事務を処理すること。

(審査チーム)

第15条 システムの適正な運用の点検及び評価を行うため、審査チームを置く。

- 2 審査チームは、主任審査員、外部審査員及び内部審査員をもって組織する。
- 3 審査チームは、システムの適正な運用が図られているか、独立的に審査する。

(主任審査員)

第16条 主任審査員の職務は、条例第6条第2項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査計画に基づき、審査チームを招集し、審査を実施すること。
  - (2) 被審査部署へ審査実施の通知をすること。
  - (3) 審査チームの活動を指揮すること。
  - (4) 審査の結果を市長に報告し、必要に応じて是正・改善のための助言を行うこと。
  - (5) 外部審査員のうちから、主任審査員に事故があるときの代理を指名すること。
  - (6) その他審査の実施及び報告に関すること。
- 2 主任審査員に事故があるときは、あらかじめ主任審査員が指名した外部審査員が、その職務を代理する。

(内部審査員)

第17条 内部審査員は、審査員研修を受講した市職員とする。

(事務局)

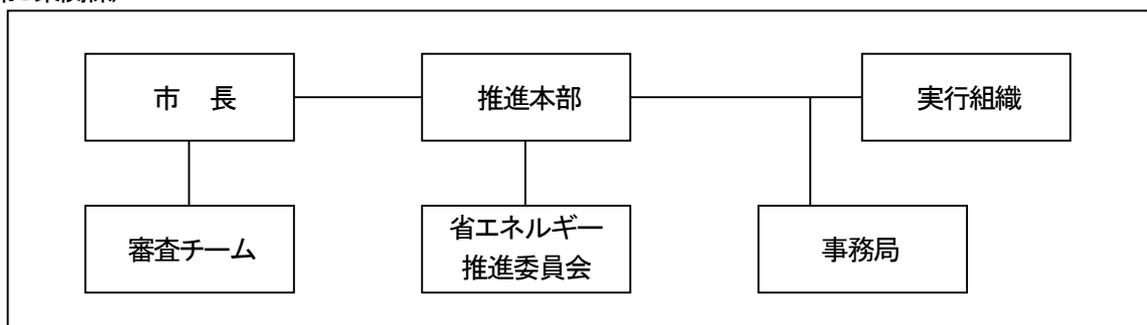
第18条 システムの構築及び運用等に関する作業を円滑にするため、事務局を経済環境部環境推進課内に置き、その職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) システム全般に係る事項の連絡調整をすること。
- (2) その他推進本部が必要と認める業務を行うこと。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、システムの実施及び推進に関して必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第3条関係)



15 目標

部門	項目	目標
環境活動（エコアクション）		視点：事務事業、施設・学校において環境への配慮がなされているか
	A-01	本庁舎および支所、各施設における事務活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
	A-02	公民館、図書館など市民が利用する施設での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
	A-03	小・中学校における児童・生徒の教育活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
	A-04	公用車使用による環境影響を抑制します。
	A-05	庁舎・施設内に常駐・常在する業者等への環境配慮の指導・要請を実施します。
	A-06	庁舎・施設へ出入りする業者への環境配慮の協力要請を実施します。
	A-07	各課・施設で独自の環境目標を設定し、環境負荷の低減を目指します。
	A-08	すべての児童・生徒が環境に関する教育を受けます。
	A-09	各小・中学校で環境方針を策定し、環境負荷の低減を目指します。
	A-10	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づくエネルギー管理を行います。
	A-11	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 電気使用量
	A-12	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 施設燃料使用量
	A-13	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 LPガス使用量
	A-14	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 都市ガス使用量
	A-15	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 ガソリン車両（LPG車両を含む）による燃料使用量
A-16	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 軽油車両による燃料使用量	

	A-17	本庁舎および支所、各施設における水使用量を削減します。
	A-18	本庄市地球温暖化対策実行計画における削減目標を目指します。 ごみ排出量
	A-19	本庄市地球温暖化対策実行計画における削減目標を目指します。 紙の使用量
環境経営 (エコマネジメント)	視点:環境を意識した行政経営がなされているか	
	M-01	環境に対する運営方針を定め、職員がこれを認識、理解します。
	M-02	事務事業に伴う環境への内容を把握し、職員がこれを認識、理解します。
	M-03	組織や個人が環境に関する目標について認識し、実践します。
	M-04	環境への取り組みに関する組織体制と責任を明確にします。
	M-05	環境に関する法令を遵守し、適正な施設管理等を行います。
	M-06	環境設備の緊急事態への準備及び対応を明確にします。
	M-07	すべての職員が環境に関する教育を定期的に受けます。
	M-08	事務事業に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握します。
	M-09	環境配慮行動の実施状況を定期的に把握します。
環境自治 (エコバランス)	視点:政策・事業内容やその途中経過が公開されているか	
	G-01	環境に関する取り組みの基本指針を公開・提供します。
	G-02	環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供します。
	G-03	環境に関する計画を公開・提供します。
	G-04	環境を保全・改善する施策・事業について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。
G-05	環境に負荷をかける事業等について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。	

## 16 具体的な取り組み

### 環境活動(エコアクション)部門

事務事業、施設・学校において環境への配慮を定着させることが目的です。

A-01	市役所および支所、各施設における事務活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
A-02	公民館、図書館など市民が利用する施設での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。

各施設や課において、省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などの環境配慮活動を実施することが目標です。下記の取り組み方法をよく読み、積極的に実施してください。

#### <具体的な取り組み方法>

##### ◎省エネ・省資源

##### 冷暖房

- 冷房中の室内温度は、会議室等も含め、28度程度に設定してください。
- 暖房中の室内温度は、会議室等も含め、20度程度に設定してください。
- 空調設備がある施設では、扇風機やストーブ等個人用の冷暖房機器を一切使用しないでください。  
(体調不良等の止むを得ない事情は除く。)
- 冷暖房機器の使用時間は、業務(開館・開所)時間内のみとします。
- ブラインド、カーテンを閉めて、冷暖房効率を高めてください。
- 冷暖房運転時の室内機のスイッチを適切に管理してください。

##### 電気

- 電灯のスイッチは、適切に操作を行い、勤務時間中であっても事務に支障のない範囲でその一部を消灯してください。
- 市役所や支所、その他8時30分に始業する施設は、来庁者や緊急時等の業務を除き、8時30分まで点灯しないでください。
- 市役所や支所、その他17時15分に終業する施設は、来庁者や緊急時等の業務を除き、全館17時30分までに消灯してください。
- その他17時30分以降も開館・開所している施設は、閉館・閉所後、できるだけ早く消灯してください。
- 時間外勤務や休日出勤の場合は、必要な範囲のみ照らす部分的な照明にしてください。
- 休憩時間中は、窓口業務を除くほかは、全て消灯してください。
- 会議時間を厳守し、開始前及び終了後は消灯してください。

- 勤務終了後は速やかに退庁してください。
- できるだけ階段を利用し、職員のエレベーターの使用は控えてください。
- 節電機能のある機器を使用する際には、省エネ設定をしてください。
- 電化製品類を使用しない時は、コンセントを抜くか、主電源を落とし、待機電力の節約に努めてください。
- 携帯電話、デジタルカメラ等の私物電化製品の充電は、一切止めてください。

#### 省資源

- 湯沸かし器やガスコンロの使用は、無駄のないように適切に行ってください。
- 水の節約に努めてください。
- 印刷やコピーは、できるだけ両面印刷や両面コピーをしてください。
- 片面印刷の使用済み用紙は、できるだけ裏面利用やメモ用紙として利用してください。ただし、個人情報の部外への漏洩には十分注意してください。
- 文書作成中での確認のための印刷は極力控えてください。
- 印刷物の作成部数は、必要最小限にしてください。
- 課内で同じ資料を複数の職員が保有しないよう、共有化してください。
- 会議資料を簡素化してください。
- 会議資料はタブレット端末を用いて閲覧するなど、電子化を検討してください。
- ファイルやフォルダーはできるだけ再利用してください。
- 使用済みの封筒は、できるだけ再使用してください。
- 物品購入の際には、代用品がないかどうか再検討してください。

#### ◎ごみの適正処理・減量・リサイクル

##### 適正処理

- 関係法令を遵守してください。
- 事業活動に伴って排出された廃棄物は、自らの責任において処理をしてください。
- 廃棄物の種類に応じ、適正な処理をしてください。

##### 減量

- 使い捨て容器を使用している業者からの弁当等の出前をできるだけ控えてください。
- 残飯を極力減らすことに努めてください。
- 職場での使い捨ての紙コップや皿の使用は止めてください。
- 缶、ペットボトル等は、資源としてリサイクルし、ごみにしないでください。
- 個人用のゴミ箱は使用せず、共用のゴミ箱や古紙回収箱へ排出してください。
- 備品類は、できるだけきれいに扱い、修繕し、長い間使うように心がけてください。
- その他ごみを排出するときは、分別方法を守ってください。

## リサイクル

- 古紙類は、①新聞、②両面使用済みコピー用紙、③本・雑誌その他、④ダンボールの4つに分別してください。
- 名刺やメモ用紙等の小さな紙は、古封筒に入れ、本・雑誌と一緒に出してください。
- 家電リサイクル法、PCリサイクル法等のリサイクルに関する法令を遵守してください。

## ◎グリーン購入

- 物品の購入やリース契約にあたっては、できるだけグリーン購入対象品目を優先に購入してください。  
グリーン購入対象品目の一覧及び判断基準については、グリーン購入の手順をご参照ください。
- 外注印刷物は、できるだけ古紙配合率の高い再生紙と植物性のインクを使用してください。

### <実行責任者の役割>

- 職員が上記の取り組みを実施しているか把握し、指導してください。
- ごみの分類や分け方・出し方について、「ごみの分け方・出し方の手引き」を活用してください。
- 物品の購入決裁時に「グリーン購入の手順」に則していたか確認してください。

### [実施が不十分な場合 … 見直してみましょう]

#### ■省エネ・省資源

クールビズ、ウォームビズを心がけていますか。



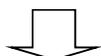
「暑い時は涼しく」、「寒い時は着て」。エアコンに頼り過ぎず、服装で温度調整をしましょう。

unnecessary照明が点いていませんか。



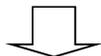
もう1度自分の周りを見直して、必要な照明だけ点けましょう。

省エネ設定をしていますか。



OA機器、電化製品の機能を再確認し、省エネ設定をしましょう。

待機電力の節約をしていますか。



主電源を切りましょう。コンセントを抜きましょう。

荷物がないのにエレベーターを使っていますか。



大きな荷物、重い荷物を運ぶ時、健康上の問題がある時以外は、階段を使いましょう。

勤務時間外の業務が多くありませんか。



各自の業務、係・課内の仕事の配分を見直して、できるだけ時間外業務を減らしましょう。

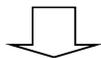
OA用紙を使い過ぎていませんか。



**必要なものを必要な時に印刷し、紙の無駄を無くしましょう。**

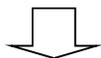
#### ■ごみ減量

ごみが出ることを気にしていますか。



**ごみになるようなものはできるだけ使わないようにしましょう。過剰包装は断りましょう。**

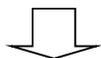
備品、消耗品等を購入する時、必要性を吟味していますか。



**購入の検討時に、代替品がないか、本当に必要かを再度考えましょう。**

#### ■グリーン購入

事務用品等の使用から生じる環境への負荷を気にしていますか。



**物品の購入やリース契約の検討の際に、物品等の生産時の環境への負荷を考慮しましょう。**

A-03	小・中学校における児童・生徒の教育活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
------	--

各学校において、省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などの環境配慮活動を実施することが目標です。職員・児童・生徒が一体となり、積極的に実施してください。

#### <具体的な取り組み方法>

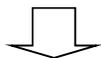
- 学習活動の一環として、積極的な環境配慮活動を推進してください。
- 環境目標及び環境配慮活動(例)を参考にして、各学校に即した活動を取り組んでください。

#### <実行責任者の役割>

- 職員・児童・生徒が、上記の取り組みを実施しているか把握し、指導してください。
- ごみの分類や分け方・出し方について、「ごみの分け方・出し方の手引き」を活用してください。
- 物品の購入決裁時に「グリーン購入の手順」に則していたか確認してください。

#### [実施が不十分な場合 … 見直してみましょう]

環境を配慮する意識の浸透に努めていますか。



**「環境宣言」や各学校の「環境方針」などを周知し、環境への意識を高めましょう。**

環境目標及び環境配慮活動(例)

環境目標	環境配慮活動	
	職員の活動	児童・生徒の活動
1 地球温暖化を防止する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気機器、照明の適切な運用を努めます。</li> <li>② 冷房は28度程度に設定します。</li> <li>③ 暖房は20度程度に設定します。</li> <li>④ ノーマイカーデー運動に協力します。</li> <li>⑤ 携帯電話等の私物電化製品の充電を止めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気機器、照明をこまめに消します。</li> <li>② ストープの使用を節約します。</li> </ul>
2 ごみを減らす	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両面利用をして紙の使用量を減らします。</li> <li>② 使い捨ての紙コップ等の使用を止めます。</li> <li>③ 備品類は、できるだけきれいに扱い、修繕し、長期間使うように心がけます。</li> <li>④ 給食は残さず食べて、生ごみを減らします。</li> <li>⑤ ごみを排出するときは、分別方法を守ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 排出ごみ(可燃)を減らします。</li> <li>② 給食はできるだけ残さず食べて、生ごみを減らします。</li> </ul>
3 リサイクルを推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用済みの紙は古紙回収に出します。</li> <li>② 空き缶等は分別し、リサイクルします。</li> <li>③ 使用済みの封筒をできるだけ再使用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用済みの紙は古紙回収に出します。</li> </ul>
4 グリーン購入を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 紙類は古紙配合率の高いものを使用します。</li> <li>② エネギースターのロゴマークが入ったOA機器を使用します。</li> <li>③ 教材選定の際にグリーン購入を検討します。</li> </ul>	
5 化学物質の使用量を減らす	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 実験における薬品使用量を減らします。</li> <li>② 清掃時等の洗剤使用量を減らします。</li> <li>③ 殺虫剤、除草剤等の使用を減らします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 清掃時の洗剤使用を控えます。</li> </ul>
6 悪臭・騒音を防止する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 給食残飯等は悪臭が出ないように管理します。</li> <li>② 校内放送は近所迷惑にならないよう使用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 校内放送は近所迷惑にならないよう気をつけます。</li> </ul>
7 川を汚さない	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 浄化槽を適切に管理します。</li> <li>② 実験廃液は管理し、専門の業者に処理を委託します。</li> </ul>	
8 水を大切にす	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水の節約に努めます。</li> <li>② トイレ、プール等を適正に管理します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水を大事に使います。</li> </ul>
9 環境教育学習を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合学習の時間に環境学習を実施します。</li> <li>② こどもエコクラブに参加し、環境調査をします。</li> <li>③ 学校ビオトープづくりをします。</li> <li>④ 自然に親しみ、学びます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自然に親しみ、学びます。</li> <li>② 環境について学習します。</li> </ul>
10 環境を保全する活動を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 校舎・校庭の美化に努めます。</li> <li>② 地域の清掃活動に参加します。</li> <li>③ 学校及び周辺の緑化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 校舎・校庭の美化を心がけます。</li> <li>② 地域の清掃活動・資源回収に参加します。</li> </ul>

A-04	公用車使用による環境影響を抑制します。
------	---------------------

公用車の適切な使用による環境負荷低減を目的としています。

<具体的な取り組み方法>

- 遠距離の出張は、荷物の運搬時等を除き、公共交通機関を利用してください。
- 近距離については、できるだけ自転車、徒歩で移動してください。
- 運転の際には、安全運転とエコドライブに気を配ってください。
- アイドリングストップを実施してください。

<実行責任者の役割>	●出張時の決裁時に公用車を使用せざるを得ないか確認し、指導してください。
------------	--------------------------------------

[実施が不十分な場合 … 見直してみよう]	<p>走行距離が多い理由を把握していますか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>不要不急の公用車使用がないか、再度見直しましょう。</p>
-----------------------	--

A-05	庁舎・施設内に常駐・常在する業者等への環境配慮の指導・要請を実施します。
------	--------------------------------------

庁舎や施設に常駐・常在する業者へ対し、実行責任者が環境配慮の指導や要請を行い、環境保全に取り組むことを目的としています。

<実行責任者の役割>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業者へチラシ等を配布し、次のような環境配慮への協力を要請してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>☆当該施設までの通勤に際し、従業員の公共交通機関の積極的な利用</li> <li>☆環境マネジメントシステムの基本方針と目標の理解</li> <li>☆社用車のアイドリングストップ、安全運転</li> <li>☆職員と同様の省エネ・省資源、リサイクル、ごみ減量への取り組み</li> <li>☆その他、業務にあたり、環境への配慮</li> </ul> </li> <li>●業者に対し、いつ指導・要請を行ったか、記録(様式第4号)させてください。</li> </ul>
------------	---

A-06	庁舎・施設へ出入りする業者への環境配慮の協力要請を実施します。
------	---------------------------------

庁舎や施設に出入りする業者に対し、全職員が環境配慮の要請等を行い、環境保全に取り組むことを目的としています。

<協力要請事項>

- ☆職員への個別チラシの配布の自粛
- ☆環境マネジメントシステムの基本方針と目標の理解
- ☆社用車のアイドリングストップ、安全運転
- ☆商品納品時の包装容器の持ち帰り
- ☆職員と同様の省エネ・省資源、リサイクル、ごみ減量への取り組み
- ☆その他、業務にあたり、環境への配慮

<実行責任者の役割>	
●業者に対し、いつ要請等を行ったか、記録(様式第4号)させてください。	

A-07	各課・施設で独自の環境目標を設定し、環境負荷の低減を目指します。
------	----------------------------------

各課の業務、各施設の運営において、独自の環境配慮活動を実施することにより環境への意識の向上を図ることが目的です。

<具体的な取り組み方法>

- 各課・施設で年度目標を設定して、組織として取り組んでください。

<実行責任者の役割>	
●課内会議、回覧文書などを利用して、所属職員全員の「組織として行える環境配慮活動についての意見」を聴取し、それをまとめて「独自の環境目標」を設定・周知し、取り組みを推進してください。	
●「独自の環境目標」は、5月15日までに事務局へ提出(様式第8号)してください。	

[実施が不十分な場合 … 見直してみましょう]	
独自目標は周知されていますか。	
	
独自目標を再度周知し、取り組みの実践により環境問題に対する意識をより一層高めましょう。	

令和5年度 独自目標

課・施設名	目 標
秘書課	紙の使用量の削減に努めます。
企画課	所管する各会議等の開催時における省エネ・省資源の取組を推進します。
広報課	省エネ・省資源の推進
財政課	①電動車の導入 ②省エネの推進 ③グリーン購入の推進
情報システム課	室内の照明を適切に管理し、省エネに努めます。
行政管理課	紙資源の使用量削減とリサイクルを推進する。
課税課	紙の使用量削減
収納課	省エネ・省資源の推進
会計課	紙の省資源に努める。
監査委員事務局	電気及びOA用紙の使用量削減
市民活動推進課	省エネ・省資源の推進
市民活動交流センター	はにぼんプラザは環境に配慮した施設であることから、省エネ化と再生可能エネルギーを積極的に導入していることや電気自動車の急速充電器設置施設であることのPRに努める。
危機管理課	道路照明灯のLED化及びエコドライブの実施
市民課	グリーン購入の推進及びOA用紙の裏面利用
支所総務課	省エネの推進によるアスピーアこだま及び児玉総合支所第二庁舎のエネルギー使用量の削減
支所市民福祉課	省エネ・省資源の徹底とエコドライブの推進
地域福祉課	事務用紙や電力の節減に努めます。
シルバー人材センター	OA用紙類の低減・ガス電気使用量や二酸化炭素排出量の削減を図る。また、グリーン購入適合品の購入を進める。
生活支援課	電気使用量の削減とエコドライブの推進
障害福祉課	障害福祉センターにおいて、環境に配慮した施設管理に努める。
社会福祉協議会	コピー用紙の再利用等を進め、OA紙類の低減を図ります。
高齢者福祉課	紙の使用量削減
介護保険課	コピー用紙の消費の削減に努めます。
保険課	OA機器等の節電、OA用紙の使用量削減に努める。
健康推進課・保健センター	省エネ・省資源の徹底とエコドライブの推進及び保健センター利用者への啓発
発達教育支援センター	省エネ・省資源の徹底及び、環境に配慮した物品購入とエコドライブの推進。
子育て支援課	使用するOA用紙の節減
前原児童センター	環境に配慮した事務処理、廃棄物の分別とリサイクルを徹底します。
日の出児童センター	環境に配慮した事務処理、センターの施設管理、活動に努めます。
児玉児童センター	ごみの削減や省資源の徹底に努め、環境に配慮したセンターの運営に取り組む。

保育課	使用するOA用紙の節減を目指す。
いずみ保育所	子どもたちと一緒に身近なところからエコ活動に取り組む。
久美塚保育所	子ども達と共に限りある資源を大切に、省エネやエコ活動に取り組む。
環境推進課	様々な取り組みを実施することで市民の環境意識向上を推進する。
商工観光課	イベントをゴミのないクリーンな環境で行う。
農政課	環境保全型農業を推進します。
産業開発室	業務上関係する企業との環境対策等に対する確認と情報提供
支所環境産業課	ごみの減量化、分別化に努める。省資源を推進する。
農業委員会事務局	省エネ・省資源に取り組み、温室効果ガスの削減を目指す。
道路管理課	電気使用量の削減
道路整備課	道路環境の整備と保全に努める。
都市計画課	公園や緑地、駅自由通路・駅前広場等の環境保全に努めるとともに、市民の緑化意識を高め、市内の緑化を推進する。
建築開発課	電気・OA用紙の使用量削減と公用車のエコドライブ推進
営繕住宅課	環境に配慮した建設資材の利用の推進
市街地整備室	OA用紙等の事務用品削減と消費電力の削減
水道課	省エネ・省資源の推進
下水道課	川をきれいにするため、整備や維持管理では環境負荷を少なくし、接続率向上に努める。
議会事務局	議会棟施設の使用、事務作業において、省エネ・省資源を推進する。
教育総務課	電気及びOA用紙の使用量削減
学校教育課	OA用紙の使用量削減及び私立学校に対する環境教育への指導助言
生涯学習課	ごみ排出量の削減
児玉文化会館	施設利用者への啓発活動を通じて、環境問題に対する理解が深まるように努める。
文化財保護課	文化財施設の省エネ化を図り、節電やゴミの削減等に努める。
スポーツ推進課	省エネ・省資源の徹底とエコドライブの推進
図書館・ 図書館児玉分館	紙のリサイクルの徹底および、環境問題等について図書館利用者への啓発推進

A-08	すべての児童・生徒が環境に関する教育を受けます。
------	--------------------------

「環境問題に気付き、環境を守ろうとする心と態度を育成する」ことが目的です。

<具体的な取り組み方法>

- 環境への理解を深め、環境を大切にすることを育成するとともに、持続可能な循環型社会の実現を目指して主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成に努めてください。
- 地域の自然や社会の中での体験や活動を重視し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等の関連を図りながら、感受性を豊かにし、問題解決の能力や態度を育ててください。
- 地域の身近な環境を把握し、その特色を積極的に教材化するなど学校として学習課題を設定し、特色ある教育を推進してください。

<実行責任者の役割>	
●職員全員で「環境教育」の推進をしてください。	

[実施が不十分な場合 … 見直してみましょう]	
学校行事と授業・課外活動で環境配慮の意識付けができていますか。	
	
地球環境・地域環境保全のため、環境を配慮する意識を浸透させましょう。	

A-09	各小・中学校で環境方針を策定し、環境負荷の低減を目指します。
------	--------------------------------

各学校における教育運営において、環境配慮活動を実施することにより児童・生徒の環境への意識の向上を図ることが目的です。

<具体的な取り組み方法>

- 各学校で環境方針を策定して、全児童・生徒・職員で環境配慮活動に取り組んでください。

<実行責任者の役割>	
●「基本方針」を踏まえ、各学校の特性を考慮して「環境方針」を策定してください。	
●全児童・生徒・職員に、「環境方針」を浸透させ、取り組みを推進してください。	
●「環境方針」は、5月19日までに事務局へ提出(様式第9号)してください。	

令和5年度 環境方針

学校名	環境方針
本庄東小学校	<p>本庄東小学校では、児童と教職員が協力して、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気・水道などの貴重な資源を大切に使う活動を行います。</li> <li>2 身近な環境学習に積極的に取り組みます。</li> <li>3 環境にやさしい活動に取り組みます。</li> <li>4 学校の美化・緑化に努めます。</li> <li>5 全校で活発に環境活動へ取り組める機会を務めます。</li> </ol>
本庄西小学校	<p>児童と教職員が一体となり、下記のことに取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、リサイクル活動の充実…アルミ缶、資源回収での古紙や段ボールの回収</li> <li>2、ゴミの減量化…紙の使用量の減少、ゴミ分別の徹底</li> <li>3、環境美化活動の充実…日々の清掃活動、美化タイム</li> <li>4、栽培活動の充実…学校園の栽培活動</li> <li>5、身近な節電・節水活動への取り組み…校内放送での呼びかけ、節電・節水の掲示</li> </ol>
藤田小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校で元小山川・小山川の環境について考え、学習に取り組む。</li> <li>低学年…自然を観察し捕まえた生き物を飼育し、それらが生息している場所を大切にできる。</li> <li>中学年…元小山川・小山川について調べ、藤田小学校の周りにおける自然環境について考え、環境を守ることに興味を持つ。</li> <li>高学年…元小山川・小山川の水質や魚類調査を実施し、川への関心を持たせ、環境の大切さを身近に感じ取り、意識を高める。</li> <li>・省電力のため、各クラスで移動の際はこまめに電気を消す。</li> <li>・コピー用紙は、できるだけ裏紙を利用する。</li> <li>・封筒やファイルの再利用を行う。</li> <li>・ペットボトルキャップを集める。</li> <li>・地域と学校が協力し、資源回収に取り組み、資源に対して意識を高める。</li> </ul>
仁手小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な環境に関心を持ち、環境を守ろうとする児童を育成する。</li> <li>・自然を愛護し、生命を尊重する豊かな心を持った児童を育成する。</li> <li>・地域の環境に関わり、よりよくしようとする行動ができる環境教育の推進を図る。</li> </ul>
旭小学校	<p>児童と教職員が協力して、下記のことに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ缶、段ボールの資源ごみを分別して回収し、リサイクル活動に積極的に取り組みます。</li> <li>・エコキャップを回収し、ワクチンを含む医療支援活動を行います。</li> <li>・雑誌等をリサイクルし、限りある資源を大切にします。</li> <li>・電気、水、灯油等を節約して、大切に使うように工夫します。</li> <li>・学級園、学校園等を積極的に活用し、花いっぱい緑いっぱいの美しい学校環境作りに取り組みます。</li> </ul>
北泉小学校	<p>◎児童と教職員の協同で、以下、環境教育に関する喫緊の課題に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 CO<sub>2</sub>の削減を目指すとともに、電気料金の高騰へ対応するため、極力節電に努める。</li> <li>2 ごみの減量化を図るために再利用や空き缶の収集活動に努める。</li> <li>3 校舎内外の環境美化運動に努める。</li> </ol>
本庄南小学校	<p>地球環境について関心を持ち、環境保護のために行動できる児童を育てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気・ガス・水・灯油・紙など、限りある資源を大切に使う。</li> <li>2 学校生活やPTA活動でリサイクル活動(アルミ缶、ペットボトルキャップ、封筒の再利用、裏面印刷、裏面のメモ用紙、古紙回収)に取り組む。</li> <li>3 緑豊かで、花いっぱいの学校環境作りに取り組む。</li> <li>4 児童とともに教師自ら進んで清掃活動に取り組む。</li> <li>5 本庄市指定ゴミ袋の使用を節約する。</li> <li>6 冷暖房温度の適正化を目指す。(冷房28度程度、暖房18度程度)</li> <li>7 エコライフデーを年に2回(夏と冬)実施し、家庭への意識付けをする。</li> <li>8 SDGsを意識した掲示、配布物により児童の関心を高める。</li> </ol>

中央小学校	<p>教職員が率先して環境改善に取り組み、環境問題を主体的に捉えて積極的に行動できる児童の育成を目指す。</p> <p>学校をあげて資源の再利用の重要性を認識し、循環型社会の形成に参画していくようにする。</p> <p>①リサイクル活動…アルミ缶・古紙・エコキャップ回収  ②ゴミの減量化…紙の使用量の減少・ゴミ分別の徹底  ③環境美化活動…日々の清掃活動、除草作業  ④資源の節約…電気、水などの節水、節電を考えて使用する。</p>
児玉小学校	<p>環境問題に興味を持ち、理解を深め、自然や生命を大切に育てる。教職員が研修を通し、環境保護の大切さを理解するとともに、環境に配慮した行動を自主的に実践しようとする児童を育成する。また、社会変動による節電・節水の必要性を理解するとともに、ゴミの減量など環境保護に配慮し、緑化活動に努める学校づくりを行う。</p> <p>①栽培活動や緑化活動などの体験学習を通して四季を感じ、実感の伴った実践をするとともに自然の素晴らしさに感動できる豊かな心を育てる。  ②身近なりサイクル活動やエコ活動を通して、環境に配慮した行動を主体的に実践できる態度を育てる。  ③各教科、総合的な学習の時間において、自分と身近な環境の繋がりに関心を持ち、環境に配慮した生活ができる児童を育てる。</p>
金屋小学校	<p>○職員一人一人が環境を守るために「学校で何が出来るか」を考えて、環境にやさしい行動を実践していくことの定着化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室や職員室など、使用していない部屋はこまめに蛍光灯や扇風機等の電源オフにし、エアコンの温度をマニュアルに沿った設定とする。</li> <li>・コピー用紙の裏紙などを再利用して、印刷における紙の使用量を減らすように努力することと、印刷用紙の包装紙にマスターの排紙を包んで捨てるなどの古紙の活用方法を工夫して再利用する。</li> <li>・手を石けんで洗っている時や、歯を磨いている時に、水を出しっぱなしにしないようにすることや、掃除の時、雑巾をバケツですすぐことを確実に行わせ、節水に取り組む。</li> </ul>
秋平小学校	<p>児童と教員が協力し、下記のことに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、水、紙などの資源を大切にします。</li> <li>・年間を通じて花壇に花を植え、花いっぱい为学校環境づくりに取り組みます。</li> <li>・野菜作りや米作りなど、栽培体験活動を通して、食農・食育の充実を図ります。</li> <li>・積極的にリサイクル活動(封筒や印刷用紙等の再利用)に取り組みます。</li> <li>・校内及び学校周辺の美化・保全に取り組みます。</li> <li>・授業等で出されたプラスチック類のごみの分別に取り組みます。</li> </ul>
共和小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関心を持ち、児童と共に環境に優しい行動に努めます。</li> <li>・地域の保全活動やリサイクル活動を積極的に取り組みます。</li> <li>・緑豊かな学校環境に作ります。</li> <li>・節電、節水、コピー用紙の再利用等エコ運動を推進します。</li> <li>・ペットボトルキャップの回収を推進し、CO<sub>2</sub>排出に配慮した環境づくりをします。</li> </ul>
本庄東中学校	<p>○全教育活動を通して環境教育の推進に取り組むとともに、各教科・領域間での連携を意識する。</p> <p>○節電、節水、資源のリサイクル等の取り組みを強化し、職員自ら積極的に問題に向き合う。</p> <p>○学習空間にふさわしい潤いと落ち着きをもたらす校舎内外の環境整備を進める。</p>
本庄西中学校	<p>生徒が身の回りの環境の生活に興味・関心を持ち、環境の保全に向けて意欲的・主体的に取り組もうとする態度を育てる。</p>
本庄南中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員と生徒が協力して環境の保全を目指し、節水・節電に取り組む。</li> <li>・各教科の授業において、教科の学習と環境に関する問題の関連を意識し、環境問題に対して主体的に取り組めるように学びを深める、</li> </ul>
児玉中学校	<p>本庄市立児玉中学校では、生徒が職員と協力して、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気・水・紙などの資源を大切にします。</li> <li>2 ごみを減らし、リサイクル活動にも進んで取り組みます。</li> <li>3 身近な生活環境に積極的に取り組みます。</li> <li>4 資源回収に積極的に取り組みます。</li> </ol>

## 環境経営(エコマネジメント)部門

環境を意識して、行政経営を行うことが目的です。

M-01 環境に対する運営方針を定め、職員がこれを認識、理解します。

本庄市環境宣言を理解し、それを意識しながら業務に取り組むことが目的です。

M-02 事務事業に伴う環境への内容を把握し、職員がこれを認識、理解します。

普段の業務活動によって、地球環境や地域環境へどのような影響を及ぼしているのか認識・理解して、環境配慮に努めることが目的です。

### <具体的な取り組み方法>

事務事業が環境へ与える影響を認識・理解し、環境負荷低減を意識しながら、業務に取り組んでください。

M-03 組織や個人が環境に関する目標について認識し、実践します。

環境に関する目標を理解し、業務を通じて環境問題を意識し、地球環境・地域環境保全につながる目標の達成に向けた取り組みを行うことが目的です。

### <具体的な取り組み方法>

温室効果ガス、水使用量等の数値目標を理解し、目標達成に向けて積極的に取り組んでください。

### <実行責任者の役割>

●所属職員全員が、「環境宣言」・「環境への影響」・「数値目標」を理解するよう本マニュアル等を使って、繰り返し職員研修を実施してください。研修を実施した場合は、記録(様式第4号、学校は様式第5号)させてください。

M-04 環境への取り組みに関する組織体制と責任を明確にします。

環境マネジメントシステムに関する組織体制や責任を明確にして、実効性を確保することが目的です。

### <実行責任者の役割>

●マニュアルをよく読み、組織体制・責任を認識・理解し、所属職員等に周知してください。

M-05	環境に関する法令を遵守し、適正な施設管理等を行います。
------	-----------------------------

環境へ著しい影響を及ぼすおそれがある施設、事業等に適用される法律、施行令及び施行規則、並びに条例等の要求事項を遵守することが目的です。

<具体的な取り組み方法>

対象施設等の所属職員全員が「法的要求事項」を理解し、法令を遵守してください。

<実行責任者の役割>	
●	所属職員全員が、「法的要求事項」を理解するように職員研修を実施し、適正な施設管理等を推進してください。なお、研修を実施した場合は、記録(様式第4号)させてください。
●	公共工事において環境に配慮し、「契約額500万円以上の工事」については、記録(様式第7号)させて、報告してください。
●	施設の追加、変更がある時は、申請書(様式第10号)を作成させて、報告してください。

M-06	環境設備の緊急事態への準備及び対応を明確にします。
------	---------------------------

天災、人災等で起こりうる緊急事態について、準備(予防)と対応(緩和)のルールを運用することが目的です。

<具体的な取り組み方法>

該当施設全職員が「緊急事態の手順」を理解し、年1回以上の訓練を行ってください。

<実行責任者の役割>	
●	所属職員全員が、「緊急事態の手順」を理解するように職員研修と年1回以上の訓練を行ってください。研修を実施した場合は、記録(様式第4号)させてください。訓練を実施した場合は、記録(様式第11号)させて、報告してください。

M-07	すべての職員が環境に関する教育を定期的に受けます。
------	---------------------------

環境に関する研修の実施により、環境問題に対する職員の認識と理解を深めることが目的です。

<実行責任者の役割>	
●	本マニュアル等を使い、課内会議などで定期的に環境マネジメントシステムに関する研修を実施してください。また、いつ実施したか記録(様式第4号、学校は様式第5号)させてください。

M-08	事務事業に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握します。
------	--------------------------------

業務による環境負荷の発生量を把握することにより、目標の達成状況・環境への影響を確認することが目的です。

M-09	環境配慮行動の実施状況を定期的に把握します。
------	------------------------

どの程度環境を配慮した行動をとっているか把握することが目的です。

<実行責任者の役割>

●実施状況を記録させて、報告してください。

事務局への提出期限 … P38の提出・記録文書一覧による

数値目標(M-03)

A-10	省エネ法に基づくエネルギー管理を行います。	
A-11	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。	電気使用量
A-12		施設燃料使用量
A-13		LPガス使用量
A-14		都市ガス使用量
A-15		ガソリン車両(LPG車両を含む)による燃料使用量
A-16		軽油車両による燃料使用量
A-17		本庁舎および支所、各施設における水使用量を削減します。
A-18	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。	ごみ排出量
A-19		紙の使用量

法的要求事項等一覧(M-05)

対象	対象設備(事業)名称	対象法令	要求事項
全施設		地球温暖化対策の推進に関する法律	地球環境
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	
		埼玉県地球温暖化対策推進条例	
	テレビ、洗濯機 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫 自動車 (ディーゼル車) 事務用品等	家電リサイクル法	リサイクル
		フロン回収破壊法	
		自動車リサイクル法	
		自動車NOx・PM法	
		グリーン購入法	

対象	対象設備(事業)名称	対象法令	要求事項
都市整備部 上下水道部	公共工事	建設リサイクル法	リサイクル
市役所 (財政課管理)	自家発電機設備	大気汚染防止法	大気
	送風機、空気圧縮機	騒音規制法	騒音
	燃料タンク(A重油・1,950ℓ)	児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	燃料タンク
市民活動交流センター	燃料タンク(軽油・190ℓ)	児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	燃料タンク
児玉総合支所	燃料タンク(軽油・950ℓ)	児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	燃料タンク
いずみ保育所	浄化槽(50人槽)	浄化槽法	水質
久美塚保育所	浄化槽(30人槽)		
保健センター	燃料タンク(軽油・2,000ℓ)	消防法	燃料タンク
		児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	
観光農業センター	浄化槽(21人槽)	浄化槽法	水質
ふるさとの森公園 バーベキュー広場	浄化槽(35人槽)		
ふれあいの里いずみ亭	浄化槽(90人槽)		
公園(14箇所)	浄化槽(各種)		
水道課	浄化槽(5人槽)		水質
	自家発電機設備	大気汚染防止法	大気
		埼玉県生活環境保全条例	
	燃料タンク(A重油・12,000ℓ)	消防法	燃料タンク
		児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	
	燃料タンク(A重油・1,950ℓ,1850ℓ)	消防法	
	燃料タンク(A重油・1,950ℓ,950ℓ)	児玉都市広域市町村圏組合火災予防条例	
燃料タンク(軽油・950ℓ,190ℓ)			
揚水施設	埼玉県生活環境保全条例	地下水	

対象	対象施設名称	対象法令	要求事項
学校(6箇所)	浄化槽(各種)	浄化槽法	水質
本庄南公民館	浄化槽(30人槽)	浄化槽法	水質
共和公民館	浄化槽(16人槽)		
児玉文化会館	浄化槽(400人槽、10人槽)	騒音規制法	騒音
	送風機		
	冷却塔	埼玉県生活環境保全条例	燃料タンク
	燃料タンク(灯油・3,800ℓ)	消防法 児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例	
児玉総合公園体育館	浄化槽(288人槽)	浄化槽法	水質
	燃料タンク(灯油・1,900ℓ)	消防法	燃料タンク
若泉運動公園武道館	浄化槽(219人槽)	浄化槽法	水質
若泉運動公園弓道場	浄化槽(10人槽)		
児玉サッカー場	浄化槽(18人槽)		
児玉工業団地 遊水池内グラウンド	浄化槽(25人槽)		
東部スポーツグラウンド	浄化槽(18人槽)		

#### 緊急事態の手順(M-06)

	緊急事態	緊急事態の手順	所管部署
1	燃料タンク(重油)からの漏洩	重油取扱マニュアル	市役所(財政課)、水道課
2	ハロンの漏洩	ハロン系消火設備取扱マニュアル	市役所(財政課)
3	燃料タンク(灯油・軽油)からの漏洩	燃料タンク取扱マニュアル	市民活動交流センター、児玉総合支所、保健センター、水道課、児玉文化会館
4	次亜塩素酸ソーダの漏洩	次亜塩素酸ソーダ取扱マニュアル	水道課
5	ポリ塩化アルミニウムの漏洩	ポリ塩化アルミニウム取扱マニュアル	水道課

## 数値目標の推移

省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)

目標	エネルギー消費原単位(エネルギーの使用量[原油換算:kℓ] / エネルギー使用量と密接な関係を持つ値[市の面積:89.71k㎡])を中長期的に見て年平均1%以上改善する
----	--

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平均 原単位変化
A-10	使用量 kℓ	2,214	2,191	2,261	2,308	2,282	目標 99%以下
	エネルギー 消費原単位	24.68	24.42	25.20	25.73	25.44	
	対前年度比(%)		99.0%	103.2%	102.1%	98.9%	

本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガスの総排出量の削減目標

総排出量の 削減目標 (kg-CO <sub>2</sub> /年)	2013年度 (基準年)	削減目標 (2023年度~2027年度)	2027年度 (目標年)
	6,940,167	42%以上の削減を図る	4,025,297

(2) 分野別の実績 ( )内の数字は二酸化炭素換算値(kg-CO<sub>2</sub>/年)を示す

排出源	2013年度 (基準年)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
A-11 電気の使用 量 kwh	11,652,277 (6,053,737)	12,419,747 (6,045,739)	12,231,808 (5,931,941)	11,726,652 (5,377,194)	10,852,602 (4,854,824)	12,074,176 (5,487,617)
A-12 施設燃料 使用量 ℓ	86,433 (217,824)	66,717 (166,277)	93,715 (233,514)	56,375 (140,719)	61,026 (152,173)	54,266 (135,323)
A-13 LPガス 使用量 kg	26,429 (79,286)	21,357 (64,072)	21,491 (64,474)	19,035 (57,104)	10,681 (32,044)	16,846 (50,539)
A-14 都市ガス 使用量 m <sup>3</sup>	199,555 (445,008)	286,622 (639,167)	270,281 (602,727)	318,353 (709,927)	263,902 (588,502)	346,670 (773,074)
A-15 ガソリン車両 による燃料 使用量 ℓ	56,711 (138,877)	48,232 (118,920)	46,005 (113,752)	38,095 (94,599)	25,346 (63,735)	42,197 (104,253)
A-16 軽油車両に よる燃料 使用量 ℓ	2,042 (5,436)	2,018 (5,353)	1,598 (4,286)	1,071 (2,917)	329 (967)	1,381 (3,695)
温室効果ガス 排出量合計	(6,940,167)	(7,039,528)	(6,950,693)	(6,362,460)	(5,692,246)	(6,554,502)

※ 端数処理の為、各排出源の合計と全体の合計が一致しないことがあります。

	2013年度 (基準年)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
A-17 水使用量 m <sup>3</sup>	9,070	8,618	7,874	8,401	9,522	9,654
A-18 ごみ排出量 kg	11,600	11,817	12,518	8,783	11,023	11,203
A-19 紙の使用量 枚	5,342,000	5,469,500	6,065,500	5,093,500	5,127,500	4,945,000

※ 水使用量、ごみ排出量、紙の使用量は本庁舎と児玉総合支所の合計です。

令和4年度 エネルギー使用量実績

所管部署	施設名	電気	灯油	A重油	LPガス	都市ガス	軽油(施設)	水	事業系一般廃棄物	
		(kwh)	(ℓ)	(ℓ)	(m³)	(m³)	(ℓ)	(m³)	(kg)	
		A-11	A-10		A-13	A-14	A-16	A-17	A-1・2 A-18	
企画財政部	財政課	市役所	969,988	0	0		89,197	9,079	8,071	
総務部	監査委員事務局	倉庫(監査委員事務局)	6							
市民生活部	市民活動推進課	市民活動交流センター(はにぼんプラザ)	244,127			41,713	0	2,124	1,583	
		旧本庄商業銀行煉瓦倉庫	47,519					158	29	
	危機管理課	消防団消防器具置場	36,094					88		
		防災行政無線	40,432							
支所総務課	児玉総合支所(アスピアこだま)	216,660			15.0			804	879	
	児玉総合支所第二庁舎				「アスピアこだま」に含む					
福祉部	地域福祉課	老人福祉センターつきみ荘	53,630	342		237.9		610		
	障害福祉課	障害福祉センター	39,001					252	1,410	
保健部	健康推進課	保健センター	195,956			4,610	0	1,356	316	
		発達教育支援センター(すきっぷ)				「いずみ保育所」に含む				
	子育て支援課	前原児童センター	16,598				3		160	293
		日の出児童センター	12,336				3,598		177	628
		児玉児童センター				「アスピアこだま」に含む				
	保育課	寿学童保育室	3,533						123	138
いずみ保育所		64,709						1,296	3,460	
	久美塚保育所	34,520	0		754.1			1,639	3,116	
経済環境部	環境推進課	追尾式太陽光発電システム	1,056							
	商工観光課	勤労青少年ホーム	24,257				139	133	0	
	農政課	あさひ多目的研修センター	6,176	125		64.5		66	28	
	支所環境産業課	観光農業センター	14,601			1.6			129	240
		ふるさとの森公園バーベキュー広場	496						98	0
		ふれあいの里いずみ亭	27,257			1573.0			903	8,915
	間瀬ダム管理等	520								
都市整備部	都市計画課	本庄駅南口自転車駐車場	39,376					23		
		児玉駅自転車駐車場	488							
		本庄早稲田駅自転車等駐車場	1,110							
		本庄駅自由通路	68,852					458	1,537	
		本庄早稲田駅自由通路	22,340				885		1,048	425
		公園	199,617						2,802	
		駅北口前公衆便所	2,083						532	
		児玉駅前公衆便所	830						306	
		インフォメーションセンター	101,893						1,295	
上下水道部	水道課	水道課	上水道施設	5,308,290	90	911		0	335	393
		天神橋中継ポンプ場	24,802							
		小島西中継ポンプ場	926							
		いまい台中継ポンプ場	288							
		西五十子中継ポンプ場	388							
		東五十子中継ポンプ場	897							
		都島ポンプ場	1,937							
		城下No. 2ポンプ場	149							
		若泉ポンプ場	5,088							
		都島クリーンセンター	1,671						6	
		田中クリーンセンター	58,666						13	
		宮戸クリーンセンター	62,532						60	
		牧西クリーンセンター	134,567						130	
		牧西ポンプ場1	364							
		牧西ポンプ場2	1,179							
		仁手・下仁手・久々宇クリーンセンター	50,067							
		仁手・下仁手・久々宇ポンプ場1	227							
		仁手・下仁手・久々宇ポンプ場2	333							
		仁手・下仁手・久々宇ポンプ場3	766							
		仁手・下仁手・久々宇ポンプ場4	1,442							
		仁手・下仁手・久々宇ポンプ場5	973							
		仁手・下仁手・久々宇ポンプ場6	1,246							
		仁手・下仁手・久々宇ポンプ場7	2,037							
		仁手・下仁手・久々宇ポンプ場8	171							
		仁手・下仁手・久々宇ポンプ場9	979							
		朝日町ポンプ場	974							
		滝瀬・堀田クリーンセンター	50,613						14	
		滝瀬・堀田クリーンセンターポンプ1	1,012							
		滝瀬・堀田クリーンセンターポンプ2	2,566							
		滝瀬・堀田クリーンセンターポンプ3	230							
		滝瀬・堀田クリーンセンターポンプ4	1,179							
東台ポンプ場	4,104									
児玉ポンプ場	273									

所管部署	施設名	電気	灯油	A重油	LPガス	都市ガス	軽油(施設)	水	事業系一般廃棄物	
		(kwh)	(ℓ)	(ℓ)	(m)	(m)	(ℓ)	(m)	(kg)	
		A-10				A-13	A-14	A-16	A-17	A-1・2 A-18
A-11	A-12		A-10							
学校教育課	旧勤労会館	18,644				35		76		
	本庄東小学校	131,336	0			18,798		7,977	10,313	
	本庄西小学校	80,556	291			9,630		5,021	4,093	
	藤田小学校	63,252	2,344		0.0			521	21,972	
	仁手小学校	58,318	1,077		1.2			1,232	5,045	
	旭小学校	109,001	1,635		1.7			5,611	3,682	
	北泉小学校	99,279	513		4.0	14,461		2,849	7,500	
	本庄南小学校	74,644	1,105			13,470		2,879	7,223	
	中央小学校	101,878	1,082		3.0	16,445		4,861	11,280	
	児玉小学校	173,746	1,309		2712.0			4,861	10,460	
教育総務課	金屋小学校	140,003	1,285		1509.0			2,982	2,805	
	秋平小学校	89,136	1,400		0.0			2,969	2,332	
	本泉小学校	11,970	0		0.0			126		
	共和小学校	111,051	1,145		1441.0	0.0		3,378	25,000	
	本庄東中学校	239,310	300			23,523		2,589	12,000	
	本庄西中学校	101,789	985			8,477		2,338	10,000	
	本庄南中学校	157,027	2,361			17,734		7,272	14,170	
	児玉中学校	403,041	272		2.0			6,639	4,053	
	本庄公民館	7,264				2,239		315	218	
	生涯学習課	本庄東公民館	17,739	0			0		81	149
本庄西公民館		13,957	0			0		78	99	
本庄南公民館		18,577			0.0			336	85	
藤田公民館		10,980	0		77.2			123	84	
仁手公民館		8,425	0		1.5			67	60	
旭公民館		7,484	0		0.0			255	73	
北泉公民館		11,641	0			0		111	49	
共和公民館		10,907			15.3			80	140	
児玉公民館		「アスピアこだま」に含む								
児玉文化会館(セルディ)		266,821	34,300		0.0			1,769	607	
市民文化会館	308,758				34,172		2,095	302		
文化財保護課	旧本庄警察署	709						4	12	
	旧本庄警察署前収蔵庫	「旧本庄警察署」に含む								
	旭民具等収蔵庫	121								
	塙保己一記念館	「アスピアこだま」に含む								
	雉岡城跡公園	6,141						334		
	雉岡城跡公園トイレ	1,176						「公園」に含む		
	競進社模範蚕室	6,321						81	11	
	蛭川文化財収蔵庫	493								
	下浅見文化財収蔵庫	383						13		
	児玉文化財整理室	「アスピアこだま」に含む								
児玉文化財収蔵庫	「アスピアこだま」に含む									
スポーツ推進課	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	567,596			0.0	47,541		6,051	107	
	市民球場				0.3					
	児玉総合公園体育館(エコピア)	186,182	0		176.5			928	48	
	若泉運動公園第1グラウンド									
	若泉運動公園武道館	52,540	1,394		4.3			3,947	48	
	若泉運動公園弓道場									
	若泉運動公園第1テニスコート	22,843						240		
	共栄公園テニスコート	355						0		
	児玉総合公園グラウンド	16,123						135		
	児玉サッカー場	3,487						41		
児玉工業団地遊水地内グラウンド	609						89			
若泉運動公園多目的グラウンド	40,960						35			
東部スポーツグラウンド	4,479						74			
図書館	図書館	110,127						866	348	
	図書館児玉分館	「セルディ」に含む								

所管部署	施設名	軽油(車両)	ガソリン	OA用紙
		(ℓ)	(ℓ)	(枚)
		A-16	A-15	A-19
企画財政部 財政課	市役所	412	37,381	4,657,500
児玉総合支所 総務課	児玉総合支所(アスピアこだま)	969	4,817	287,500

エネルギー使用実績	電気 (kwh)	灯油 (kℓ)	A重油 (kℓ)	LPガス (t)	都市ガス (m <sup>3</sup> )	ガソリン (ℓ)	軽油(合算) (kℓ)	水 (m <sup>3</sup> )	事業系一般 廃棄物 (kg)	OA用紙 (枚)
	A-10					A-15	A-16	A-17	A-1・2 A-18	A-19
合計	12,074.176	53	1	17.1	346,670	42,197	1.4	108,546	185,826.13	4,945,000

省エネ法 (市長部局)	電気 (千kwh)	灯油 (kℓ)	A重油 (kℓ)	LPガス (t)	都市ガス (千m <sup>3</sup> )	ガソリン (ℓ)	軽油(施設) (kℓ)	水 (m <sup>3</sup> )	事業系一般 廃棄物 (kg)	OA用紙 (枚)	合計
	A-10					A-15	A-16	A-17	A-1・2 A-18	A-19	
使用量	8.207	1	1	5	140		0				
換算係数	9.97	36.7	39.1	50.8	45		37.7				
熱量 (GJ)	81,823.76	20.44	35.62	267.77	6,306.53		0.00				88,454.12
原油換算係数 (kℓ/GJ)	0.0258										
<b>原油換算 (kℓ)</b>	2,111.05	0.53	0.92	6.91	162.71		0.00				<b>2,282.12</b>

省エネ法 (教育委員会)	電気 (千kwh)	灯油 (kℓ)	A重油 (kℓ)	LPガス (t)	都市ガス (千m <sup>3</sup> )	ガソリン (ℓ)	軽油(施設) (kℓ)	水 (m <sup>3</sup> )	事業系一般 廃棄物 (kg)	OA用紙 (枚)	合計
	A-10					A-15	A-16	A-17	A-1・2 A-18	A-19	
使用量	3,867	53	0	11.9	207		0				
換算係数	9.97	36.7	39.1	50.8	45		37.7				
熱量 (GJ)	38,555.77	1,937.69	0.00	602.01	9,293.63		0.00				50,389.10
原油換算係数 (kℓ/GJ)	0.0258										
<b>原油換算 (kℓ)</b>	994.74	49.99	0.00	15.53	239.78		0.00				<b>1,300.04</b>

※LPガスは検針単位がm<sup>3</sup>のため、1/502を乗じてtに換算します。

## 環境自治(エコガバナンス)部門

政策や事業内容やその途中経過を公開することが目的です。

G-01 環境に関する取り組みの基本指針を公開・提供します。

環境マネジメントシステムの運営方針等を広く公開・提供することが目的です。

公開・提供する項目 … 「環境宣言」、「環境基本条例」、「環境保全条例」

G-02 環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供します。

環境マネジメントシステムの達成状況を広く公開・提供することが目的です。

公開・提供する項目 … 「環境マネジメントシステム」の運用状況(ホームページ)

G-03 環境に関する計画を公開・提供します。

環境に関連する計画及びその途中経過を公開・提供することが目的です。

公開・提供する計画 … 「総合振興計画」、「環境基本計画」、「都市計画マスタープラン」、  
「地球温暖化対策実行計画」、「一般廃棄物処理計画」等

### <実行責任者の役割>

- 計画及びその途中経過を率先して公開・提供してください。公開・提供した場合は記録(様式第4号)させてください。
- 計画の策定時、改訂時には、パブリックコメントの募集等を行い、市民・事業者の意見を取り入れてください。

G-04 環境を保全・改善する施策・事業について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。

G-05 環境に負荷をかける事業等について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。

環境に影響を及ぼす施策・事業を公開・提供し、市民の環境に対する関心を高めることが目的です。

### <実行責任者の役割>

- ホームページや広報紙等で公開・提供してください。公開・提供した場合は記録(様式第4号)させてください。

17 対象施設一覧

部・局名 課・施設名	様式1				様式6・7	様式11	様式3(地球温暖化対策実行計画、省エネ法他)													
	様式4	様式8	様式4				数値目標													
			業者指導	独自目標			職場研修	情報公開	法令遵守	模擬訓練	電気	灯油	A重油	LPGガス	都市ガス	ガソリン	軽油	水	産業廃棄物	紙
企画財政部																				
秘書課	○	○	○	○	○															
企画課	○	○	○	○	○															
広報課	○	○	○	○	○															
財政課	○	○	○	○	○															
市役所						6	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報システム課	○	○	○	○	○															
総務部																				
行政管理課	○	○	○	○	○															
課税課	○	○	○	○	○															
収納課	○	○	○	○	○															
会計課	○	○	○	○	○															
監査委員事務局	○	○	○	○	○															
倉庫								○												
市民生活部																				
市民活動推進課	○	○	○	○	○															
市民活動交流センター(はにぼんプラザ)	○	○	○	○	○	6		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○
旧本庄商業銀行煉瓦倉庫								○									○	○		
危機管理課	○	○	○	○	○															
消防団消防器具置場								○									○			
防災行政無線								○												
市民課	○	○	○	○	○															
支所総務課	○	○	○	○	○															
児玉総合支所(アスピアこだま)						6		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○
児玉総合支所第二庁舎								アスピア こだま									アスピア こだま			
支所市民福祉課	○	○	○	○	○															
福祉部																				
地域福祉課	○	○	○	○	○															
シルバー人材センター	○	○	○	○	○															
生活支援課	○	○	○	○	○															
障害福祉課	○	○	○	○	○															
障害福祉センター								○									○	○		
社会福祉協議会	○	○	○	○	○															
高齢者福祉課	○	○	○	○	○															
老人福祉センターつきみ荘								○	○		○					○				
旧勤労会館								○				○				○				
介護保険課	○	○	○	○	○															
保健部																				
保険課	○	○	○	○	○															
健康推進課																				
保健センター	○	○	○	○	○	6		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○
発達教育支援センター(すきっぷ)	○	○	○	○	○			いずみ 保育所												
子育て支援課	○	○	○	○	○															
寿学童保育室								○									○	○		
前原児童センター	○	○	○	○	○			○				○				○	○	○	○	○
日の出児童センター	○	○	○	○	○			○				○				○	○	○	○	○
児玉児童センター	○	○	○	○	○			アスピ ア			アスピ ア			アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア	アスピ ア
保育課	○	○	○	○	○															
いずみ保育所	○	○	○	○	○	6		○									○	○		
久美塚保育所	○	○	○	○	○	6		○			○						○	○		





## 18 環境基本計画での位置づけ

環境マネジメントシステムは、本庄市環境基本条例および条例に基づき策定した本庄市環境基本計画「第4章・環境保全行動の展開」により、規定されています。

A-01	本庁舎および支所、各施設における事務活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
A-02	公民館、図書館など市民が利用する施設での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。
A-03	小・中学校における児童・生徒の教育活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル、グリーン購入などを実施し、関係法令を遵守します。

### (地球環境)環境目標15 地球環境を保全する

- 地球温暖化防止対策の推進、新エネルギーの普及
  - エネルギーや資源の省力化による使用量削減に努め、呼びかけます。

### (地球環境)環境目標16 ごみを減らしリサイクルを進める

- ごみの排出抑制とリサイクルの推進
  - 公共施設から出る紙類の削減を図るとともに再生紙の利用や再資源化を進めます。
  - リサイクル、グリーン購入に努めます。
  - 公共施設から排出されるごみの削減に努めます。

A-04	公用車使用による環境影響を抑制します。
------	---------------------

### (生活環境)環境目標2 空気をきれいにする

- 大気汚染防止対策
  - 庁内におけるノーカーデーの実施、公共交通機関(市内循環バス等)の利用促進により、大気汚染の抑制を図ります。
  - アイドリングストップ等、環境にやさしい運転の普及啓発を図るとともに、運転を行います。

### (地球環境)環境目標15 地球環境を保全する

- 地球温暖化防止対策の推進、新エネルギーの普及
  - 公共交通機関(バス・電車)の利用を呼びかけます。

A-05	庁舎・施設内に常駐・常在する業者等への環境配慮の指導・要請を実施します。
A-06	庁舎・施設へ出入りする業者への環境配慮の協力要請を実施します。

### (生活環境)環境目標2 空気をきれいにする

- 大気汚染防止対策
  - アイドリングストップ等、環境にやさしい運転の普及啓発を図るとともに、運転を行います。

### (地球環境)環境目標15 地球環境を保全する

- 地球温暖化防止対策の推進、新エネルギーの普及
  - エネルギーや資源の省力化による使用量削減に努め、呼びかけます。

(地球環境)環境目標16 ごみを減らしリサイクルを進める

■ ごみの排出抑制とリサイクルの推進

- 公共施設から出る紙類の削減を図るとともに再生紙の利用や再資源化を進めます。
- リサイクル、グリーン購入に努めます。
- 公共施設から排出されるごみの削減に努めます。

A-07	各課・施設で独自の環境目標を設定し、環境負荷の低減を目指します。
------	----------------------------------

(参加と推進)環境目標19 多彩で活発な環境活動を進める

■ 地域における環境保全活動の推進

- すべての行政活動において環境配慮に努めます。

A-08	すべての児童・生徒が環境に関する教育を受けます。
------	--------------------------

(情報と教育)環境目標17 環境教育・環境学習を進める

■ 小中学校における環境教育の推進

- 児童・生徒が環境問題に意識を持つように努めます。

A-09	各小・中学校で環境方針を策定し、環境負荷の低減を目指します。
------	--------------------------------

(情報と教育)環境目標17 環境教育・環境学習を進める

■ 小中学校における環境教育の推進

- 学校毎に環境教育目標を作成し、環境負荷の低減に努めます。

A-10	省エネ法に基づくエネルギー管理を行います。
A-11	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 電気使用量
A-12	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 施設燃料使用量
A-13	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 LPガス使用量
A-14	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 都市ガス使用量
A-15	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 ガソリン車両(LPG車両を含む)による燃料使用量
A-16	本庄市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの削減目標を目指します。 軽油車両による燃料使用量
A-17	本庁舎および支所、各施設における水使用量を削減します。

(地球環境)環境目標15 地球環境を保全する

■ 地球温暖化防止対策の推進、再生可能エネルギーの普及

- 本庄市地球温暖化対策実行計画及び地球温暖化対策地域推進計画や環境行動指針により、庁内に低公害車を導入する等、温室効果ガス排出量の削減を行い、地球温暖化対策に取り組みます。
- 電気・ガス・水・ガソリン等の使用節減に努め、呼びかけます。

A-18	本庄市地球温暖化対策実行計画における削減目標を目指します。 ごみ排出量
------	--

(地球環境)環境目標16 ごみを減らしリサイクルを進める

- ごみの排出抑制とリサイクルの推進
  - 公共施設から排出されるごみの削減に努めます。

A-19	本庄市地球温暖化対策実行計画における削減目標を目指します。 紙の使用量
------	--

(地球環境)環境目標16 ごみを減らしリサイクルを進める

- ごみの排出抑制とリサイクルの推進
  - 公共施設から出る紙類の削減を図るとともに再生紙の利用や再資源化を進めます。

M-01	環境に対する運営方針を定め、職員がこれを認識、理解します。
------	-------------------------------

環境基本条例第3条(基本理念)

環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

環境の保全及び創造は、人と自然が共生していく中で環境への負荷を低減し持続的に発展できる循環型社会が形成されるように、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に協力して積極的に推進されなければならない。

環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、すべての活動において推進されなければならない。

(参加と推進)環境目標19 多彩で活発な環境活動を進める

- 地域における環境保全活動の推進
  - 環境保全活動を進めるため、人材の育成や活用を図ります。

M-02	事務事業に伴う環境への内容を把握し、職員がこれを認識、理解します。
M-03	組織や個人が環境に関する目標について認識し、実践します。

(参加と推進)環境目標19 多彩で活発な環境活動を進める

- 地域における環境保全活動の推進
  - 環境保全活動を進めるため、人材の育成や活用を図ります。

M-04	環境への取り組みに関する組織体制・責任体制を明確にします。
------	-------------------------------

環境基本条例第21条(総合調整のための体制の整備)

市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

M-05	環境に関する法令を遵守し、適正な施設管理等を行います。
------	-----------------------------

(生活環境)環境目標1 水をきれいにする

■ 事業活動に伴う排水対策

- 公共施設・建設作業等からの排水を適正に処理します。

(生活環境)環境目標2 空気をきれいにする

■ 事業活動に伴う排ガス対策

- 工場・事業場・建設作業等からの排ガスに対する啓発と指導を行い、適正に処理し、低減します。

■ 悪臭防止対策

- 公共施設及び使用する物質からの悪臭防止に努めます。

(生活環境)環境目標3 有害化学物質などの汚染を防ぐ

■ 有害化学物質の排出防止対策

- 公共施設での有害化学物質の保管・使用・輸送・廃棄等について、適正な管理に努め、緊急事態の際のルールを作成します。

(生活環境)環境目標4 騒音・振動を防ぐ

■ 事業活動に伴う騒音・振動対策

- 公共工事において、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音設備の設置、低騒音型機械の使用等を行います。
- 公共施設からの騒音・振動防止に努めます。

(生活環境)環境目標5 土壌や地下水を保全する

■ 地下水保全対策

- 地下水の適切な利用に努めるとともに、適切な利用についての指導・普及啓発に努めます。

(地球環境)環境目標16 ごみを減らしリサイクルを進める

■ ごみの排出抑制とリサイクルの推進

- 公共工事からの廃棄物の排出抑制に努めます。

M-06	環境設備の緊急事態への準備及び対応を明確にします。
------	---------------------------

(生活環境)環境目標3 有害化学物質などの汚染を防ぐ

■ 有害化学物質の排出防止対策

- 公共施設での有害化学物質の保管・使用・輸送・廃棄等について、適正な管理に努め、緊急事態の際のルールを作成します。

M-07	すべての職員が環境に関する教育を定期的に受けます。
------	---------------------------

(参加と推進)環境目標19 多彩で活発な環境活動を進める

- 地域における環境保全活動の推進
  - 環境保全活動を進めるため、人材の育成や活用を図ります。

M-08	事務事業に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握します。
------	--------------------------------

M-09	環境配慮行動の実施状況を定期的に把握します。
------	------------------------

(情報と教育)環境目標18 環境に関する情報を充実する

- 環境情報システムの整備、環境情報の提供
  - 環境基本計画の進行状況について「環境報告書」による報告を行います。

G-01	環境に関する取り組みの基本指針を公開・提供します。
------	---------------------------

(情報と教育)環境目標18 環境に関する情報を充実する

- 環境情報システムの整備、環境情報の提供
  - ホームページや広報等での環境情報の提供、市内の環境の普及啓発に努めます。

G-02	環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供します。
------	-----------------------------------

(情報と教育)環境目標18 環境に関する情報を充実する

- 環境情報システムの整備、環境情報の提供
  - 環境基本計画の進行状況について「環境報告書」による報告を行います。

G-03	環境に関する計画を公開・提供します。
------	--------------------

G-04	環境を保全・改善する施策・事業について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。
------	---

G-05	環境に負荷をかける事業等について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。
------	--

(自然環境)環境目標6 良好な生態系を維持する

- 生き物の生息、生育環境の保全と創出
  - 公共施設等の整備に関する計画策定や事業実施にあたっては、環境影響評価や市民等の意見を聴きながら自然環境への配慮に努めます。

(情報と教育)環境目標18 環境に関する情報を充実する

- 環境情報システムの整備、環境情報の提供
  - ホームページや広報等での環境情報の提供、市内の環境の普及啓発に努めます。

記録用紙（令和5年度・共通目標、独自目標、教育、情報発信・M-09）

施設(課)名

\_\_\_\_\_

環境推進員

\_\_\_\_\_

			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
共通	A-01、02	省エネ・省資源	○・△・×											
		ごみの適正処理・減量・リサイクル	○・△・×											
		グリーン購入	適合品目数 調達対象品目数											
	A-04	公用車使用	○・△・×											
	A-05、06	業者指導	回											
独自	A-07	独自目標	○・△・×・-											
教育	M-01~03 05~07	職場研修	回											
情報発信	G-03~05	公開・提供	件											

実施できた場合 … ○

あまり実施できなかった … △

実施できなかった … ×

機会がなかった … -

記録用紙（令和5年度・共通目標、環境教育、職場研修・M-09）

学校名

\_\_\_\_\_

実行責任者

実行責任者

実行責任者

環境推進員

\_\_\_\_\_

			1学期	2学期	3学期
共通	A-03		4・3・2・1		
			4・3・2・1		
			4・3・2・1		
			4・3・2・1		
			4・3・2・1		
			4・3・2・1		
			4・3・2・1		
教育	A-08	環境教育	4・3・2・1		
研修	M-01~07	職場研修	回		

- よく取り組めた … 4
- だいたい取り組めた … 3
- あまり取り組めなかった … 2
- ほとんど取り組めなかった … 1

施設(課)名

\_\_\_\_\_

環境推進員 \_\_\_\_\_

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
電気	kwh	実績値												
		A-10 A-11 実績値累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
灯油	ℓ	実績値												
		A-10 A-12 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
A重油	ℓ	実績値												
		A-10 A-12 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
軽油	ℓ	実績値												
		A-10 A-12 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
LPガス	m³	実績値												
		A-10 A-13 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市ガス	m³	実績値												
		A-10 A-14 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガソリン	ℓ	実績値												
		A-15 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
軽油	ℓ	実績値												
		A-16 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水	m³	実績値												
		A-17 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		前年度累計												
事業系一般廃棄物	kg	実績値												
		A-01・ 02・18 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		前年度累計												
OA用紙	枚	実績値												
		A-19 実績値累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		前年度累計												

令和5年度 業者指導・職場研修・情報発信  
(M-09)

施設(課)名 \_\_\_\_\_

(第\_\_\_\_\_四半期)

項目	番号	月日	内容	対象
業者指導 A-05 A-06	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
職場研修 M-01~03 M-05~07	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
項目	番号	月日	内容	方法
情報発信 G-03~05	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			

学校名

職場研修(M-01~03、07)

詳細記録簿  
(M-09)

令和5年度・No.

番号	月日	内容	対象
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

施設名

\_\_\_\_\_

環境推進員

\_\_\_\_\_

対象名称	対象法令	遵守内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

適正に管理、点検等した場合 … ○      点検、清掃等が不要な場合 … —      必要な管理、点検等をしなかった場合 … ×

対象名称	対象法令	変更等の届出後、 様式第10号を提出	事故時の措置・通報後、 様式第11号で報告	事務局への報告義務はない が、必要とされる遵守項目

課名 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_ 工事名 \_\_\_\_\_

記入開始日： 令和 年 月 日 最終作成日： 令和 年 月 日

法的 要求 事項 チエ ック リス ト	騒音規制法	特定建設作業		作業の有無		届出	規制基準の遵守		法的 要求 事項 チエ ック リス ト	リサイクル法	種類	搬出量	搬出量	再生資源利用促進計画書	確認
		杭打設作業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間 <input type="checkbox"/> 基準値	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象	<input type="checkbox"/> 済							
法的 要求 事項 チエ ック リス ト	騒音規制法	びょう打等作業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間 <input type="checkbox"/> 基準値	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象	<input type="checkbox"/> 済	法的 要求 事項 チエ ック リス ト	リサイクル法	アスコン塊	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象	<input type="checkbox"/> 済
		破砕作業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間 <input type="checkbox"/> 基準値	建設発生木材	m <sup>3</sup>			0 t				
		掘削作業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間 <input type="checkbox"/> 基準値	建設発生土	m <sup>3</sup>			0 t				
		空気圧縮機を使用する作業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間 <input type="checkbox"/> 基準値	対象建設工事に該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当								
		コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間 <input type="checkbox"/> 基準値	通知書の提出 <input type="checkbox"/> 済								
		振動規制法	特定建設作業	作業の有無		届出	規制基準の遵守			建設 リサイクル法					
			杭打設作業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間 <input type="checkbox"/> 基準値	計画変更 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	破砕作業		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間 <input type="checkbox"/> 基準値	適切な実施の確保 <input type="checkbox"/> 助言・勧告・命令 <input type="checkbox"/> 立入検査等								
	法的 要求 事項 チエ ック リス ト	廃棄物処理法	建築物の解体・破壊作業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 作業時間 <input type="checkbox"/> 基準値	報告書の確認 <input type="checkbox"/> 済							
			種類	発生量	発生量	マニフェストの写しの有無	備考		項目	内 容		設計への配慮		実施の状況	
			木くず	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			周辺環境 への配慮	低騒音・低振動作業機械の採用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			金属くず	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				低排出ガス型作業機械の採用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			がれき類	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				日射障害への対応		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				電波障害への対応		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			石膏ボード	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				地盤沈下への対応		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			紙くず	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				生物及び植物の保護		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			汚泥	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				適正処理	建設副産物を発生させない		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			繊維くず	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			産業廃棄物の適正処理		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
			アスコン塊	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			発生土の適正処分		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
			法的 要求 事項 チエ ック リス ト	リサイクル法	コンクリート塊	m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			省エネ・ 資源の有効 利用	省エネルギー機械の採用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
建設発生木材					m <sup>3</sup>	0 t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			省エネルギー型設備機器の採用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		t			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			耐久性、耐震性、耐火性、保守性に優れた材料や工法の採用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		t			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			熱帯型型枠の使用削減、代替型枠の使用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法的 要求 事項 チエ ック リス ト	リサイクル法			t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			エコ マテリアル	再生砕石、再生資材の使用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				環境配慮素材の使用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				有害物質混入資材の使用制限		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
				t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				都市気候の 緩和・ 地下水かん養	敷地の緑化面積の確保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			歩道への植樹帯の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			地下水脈の保護		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		t	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				雨水浸透・透水舗装		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

※該当項目ごとに記入・作成すること。

施設(課)名 \_\_\_\_\_

環境推進員 \_\_\_\_\_

令和5年度 実施計画  
(A-07)

環境推進活動(独自目標)	
主な実行手段	

令和5年度 実施報告

			評 価	
共通	A-01、02	省エネ・省資源		
		ごみの適正処理・減量・リサイクル		
		グリーン購入		
	A-04	公用車使用		
	A-05、06	業者指導	回	
独自	A-07	独自目標		
教育	M-01~03 05~07	職場研修	回	
情報発信	G-03~05	公開・提供	件	

※グリーン購入については、適合品を購入できなかった場合、その理由等も記入してください。

様式第9号

学校名 \_\_\_\_\_

保管場所・保管期間（各学校・3年）

環境推進員 \_\_\_\_\_

令和5年度 実施計画  
(A-09)

実行責任者

環境方針	
------	--

令和5年度 実施報告

実行責任者

		評価	
共通目標	A-03		
環境教育	A-08		
職場研修	M-01~ 03、07	回	

法的要求事項 ( 変更 ・ 登録 ) 申請書  
(M-05)

令和 年 月 日

庁舎・施設名	
--------	--

環境推進員 \_\_\_\_\_

**要求事項** 地球環境・リサイクル・大気・水質・騒音・振動・燃料タンク  
有害物質・廃棄物・地下水

対象施設名称	対象法令	制 定	法令遵守内容
		改正日	

測定及び記録(点検)の義務

対象法令	測定対象施設	測定義務	測定項目
	保守点検義務	清掃義務	指定検査機関による検査

基準

物質	規制基準	規制された場合の基準

午前 時～午前 時	
午前 時～午後 時	
午後 時～午前 時	

構造基準

対象施設		

各検査項目の望ましい範囲

項 目	望ましい範囲

規制基準

項 目	規制	許 容 限 度

緊急事態への対応（記録・訓練）  
（M-06）

部署名

---

設備使用責任者

---

発生日時	年 月 日（ ） :
発見者（連絡者）	
通報日時	本庄消防署： 月 日（ ） :
	北部環境： 月 日（ ） :
環境設備・業務名	
発生場所	
緊急事態の状況	
環境影響	
応急処置	
汚染状況の伝達・調査	
事後処理	
再発防止措置	
手順の見直しの有無	有 ・ 無
有の場合、 見直しをすべき内容	
添付書類等	

記録用紙（令和5年度・数値目標・M-08）

小学校

			本庄東	本庄西	藤田	仁手	旭	北泉	本庄南	中央	児玉	金屋	秋平	本泉	共和	小学校計
施設 燃料	電気 A-11	Kwh 実績値														0
	灯油 A-12	ℓ 実績値														0
	LPガス A-13	m <sup>3</sup> 実績値														0
	都市ガス A-14	m <sup>3</sup> 実績値														0
	水 A-17	m <sup>3</sup> 実績値														0
	事業系一般廃棄物 A-3 A-18	kg 実績値														0

中学校

			本庄東	本庄西	本庄南	児玉	中学校計
施設 燃料	電気 A-11	Kwh 実績値					0
	灯油 A-12	ℓ 実績値					0
	LPガス A-13	m <sup>3</sup> 実績値					0
	都市ガス A-14	m <sup>3</sup> 実績値					0
	水 A-17	m <sup>3</sup> 実績値					0
	事業系一般廃棄物 A-3 A-18	kg 実績値					0

学校名 \_\_\_\_\_

環境推進員 \_\_\_\_\_

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電気 A-11	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
灯油 A-12	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
LPガス A-13	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市ガス A-14	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 A-17	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系一般廃棄物 A-3 A-18	実績値												
	実績値累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0